

## は じ め に

平成23年度税制改正案は、ねじれ国会などの理由で、なかなか結論が出ないままでしたが、この度、平成23年度税制改正事項のうち、雇用促進税制等の政策税制の拡充、寄附金税制の拡充、年金所得者の申告不要制度の創設、租税罰則の見直し、その他証券優遇税制の2年延長と期限切れ租税特別措置の延長等の改正を政府修正により切り離し「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」並びに「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」として、平成23年6月22日に成立し、平成23年6月30日に公布されました。

それ以外の当初の平成23年度税制改正事項は、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」並びに「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」として、引続き審議されることになりました。

法人税の実効税率の5%引下げや、所得税の成年扶養控除の見直し、給与所得控除の上限設定、特定支出控除の見直しや相続税の基礎控除や税率構造の見直しなどの改正案などについては継続審議として先送りされたことになります。

今回成立したもので注目すべき改正は、法人税制関連では、デフレから脱却し、日本経済を本格的な成長軌道に乗せるため、雇用と国内投資を拡大する必要性から、雇用促進、環境関連投資、総合特区制度・アジア拠点化等を推進するための政策税制措置等が講じられたこと、また、消費税制関連では事業者免税点制度の免税事業者の要件の見直しや仕入税額控除の「95%ルール」の見直しなどが行われたこと、金融税制関連では、金融証券優遇税制が延長されたほか、土地・住宅税制関連、国際課税制度関連、市民公益税制関連などの改正が行われたことです。

一方、今回の東日本大震災より納税等ができない方々を救済するため、税制上も種々の緊急特例措置が手当てされました。

本冊子では、このような平成23年6月改正の税制改正事項などの内容を、図表等を用いわかりやすく解説しました。本冊子が経営者や資産家の方をはじめ、税務会計の実務に携わる方々のお役に立つことができれば幸いです。

# 目 次

## I

### 平成23年度税制改正案の動向

- 1 「税制整備法」並びに「税制整備地法」により成立した主な改正事項 ..... 6
- 2 「税制構築法案」並びに「税制構築地法案」により継続審議となっている主な改正事項 ..... 7
- 3 税制整備法による期限切れ租税特別措置等の取扱い ..... 9
- 4 税制整備地法による期限切れ負担軽減措置等の取扱い ..... 12

## II

### 法人税制改正のポイント

- 1 雇用促進税制の創設 ..... 15
- 2 グリーン投資減税の創設 ..... 16
- 3 総合特区制度・アジア拠点化推進のための税制の創設 ..... 17
- 4 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の導入に伴う措置 ..... 19
- 5 100%グループ内の法人に係る税制等についての見直し ..... 20
- 6 その他の法人税制関連の改正 ..... 21

## III

### 国際課税制度改正のポイント

- 1 移転価格税制の見直し ..... 24
- 2 その他の改正 ..... 25

## IV

### 消費税制改正のポイント

- 1 事業者免税点制度における免税事業者の要件の見直し ..... 27
- 2 仕入税額控除の「95%ルール」の見直し ..... 29

## V

### 金融証券税制改正のポイント

- 1 金融証券優遇税制の延長等 ..... 30
- 2 スtockオプション税制の見直し ..... 34
- 3 「日本版ブランド・ギビング信託」に係る利子所得の非課税の創設 ..... 35

## VI

### 土地住宅税制改正のポイント

- 1 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除等の見直し ..... 38
- 2 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し ..... 39
- 3 高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に伴う見直し ..... 41
- 4 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の負担軽減措置の延長 ..... 42
- 5 住宅用家屋の所有権の移転登記等の登録免許税の税率の軽減措置の延長 ..... 42
- 6 その他の土地住宅税制関連の改正 ..... 43

## VII

### 相続・贈与税制改正のポイント

- 1 連帯納付義務の履行に係る延滞税の特例の見直し ..... 45
- 2 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例の適用対象住宅取得等資金の範囲の拡充 ..... 45
- 3 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の運用見直し ..... 46

|                        |    |
|------------------------|----|
| 4 「保険年金」に係る最高裁判決を受けた対応 | 47 |
|------------------------|----|

## VIII

## 所得税制改正のポイント

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1 年金所得者の申告手続きの簡素化          | 49 |
| 2 所得税の確定申告書の提出期間           | 49 |
| 3 源泉所得税の納税地                | 50 |
| 4 「金地金等」の譲渡の対価に係る支払調書の提出義務 | 50 |

## IX

## 市民公益税制改正のポイント

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1 所得税の税額控除制度の導入                | 51 |
| 2 NPO 法人の要件の見直し                | 53 |
| 3 地域において活動する NPO 法人等の支援（個人住民税） | 54 |

## X

## その他税制の改正のポイント

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1 租税罰則の見直し              | 55 |
| 2 事前照会に対する文書回答制度の見直し    | 56 |
| 3 還付加算金の計算期間の見直し        | 56 |
| 4 法定調書の光ディスク等による提出義務の創設 | 57 |
| 5 官公署等に対する協力要請（照会）規定の整備 | 57 |

## 附録

## 東日本大震災特例法による税金救済措置のポイント ..... 58

主  
な  
凡  
例

税制整備法……現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（第82号）  
 税制構築法案……経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案  
 税制整備地法……現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（第83号）  
 税制構築地法案……経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案  
 震災特例法……東日本大震災の被災者等に係る国税の関係法律の臨時特例に関する法律（第29号）  
 震災特例令……東日本大震災の被災者等に係る国税の関係法律の臨時特例に関する法律施行令（第112号）  
 震災特例規……東日本大震災の被災者等に係る国税の関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（第20号）  
 費用通達……東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて（平23.4.18課法2－3通達）  
 特例通達……東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について（平23.4.27課法2－5通達）  
 法法……法人税法  
 所法……所得税法  
 消法……消費税法  
 相法……相続税法  
 措法……租税特別措置法  
 地法……地方税法  
 地法附……地方税法附則

（注）本冊子は、平成23年6月30日に公布された「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（第82号）並びに「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」（第83号）と平成23年4月27日に成立した「東日本大震災の被災者等に係る国税の関係法律の臨時特例に関する法律」（第29号）、「地方税法等の一部を改正する法律」（第30号）とその関連法令・通達・告示等に基づいて作成されております。



# 平成23年度税制改正案 の動向（平成23年 6 月30日現在）

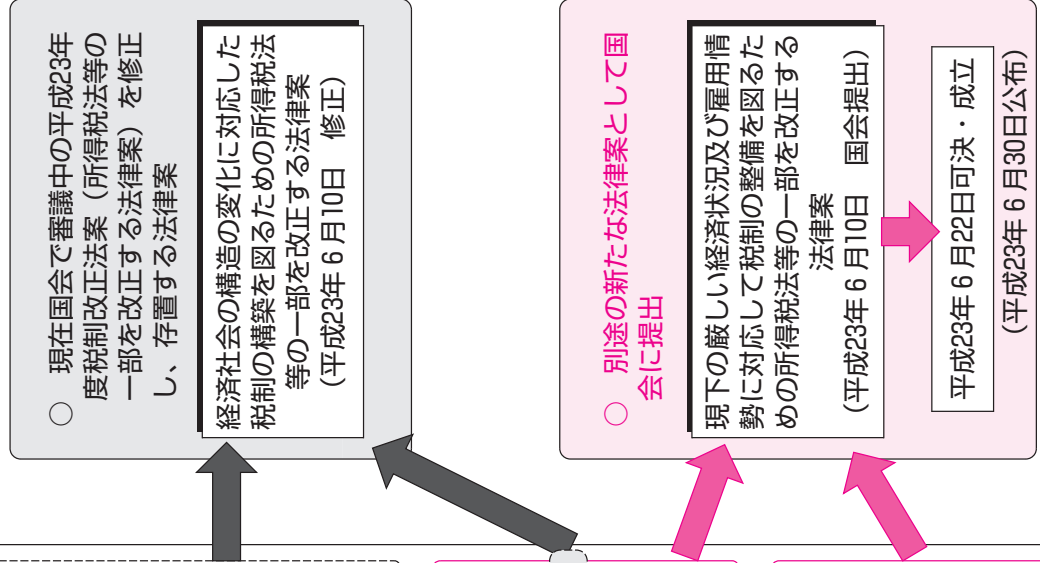
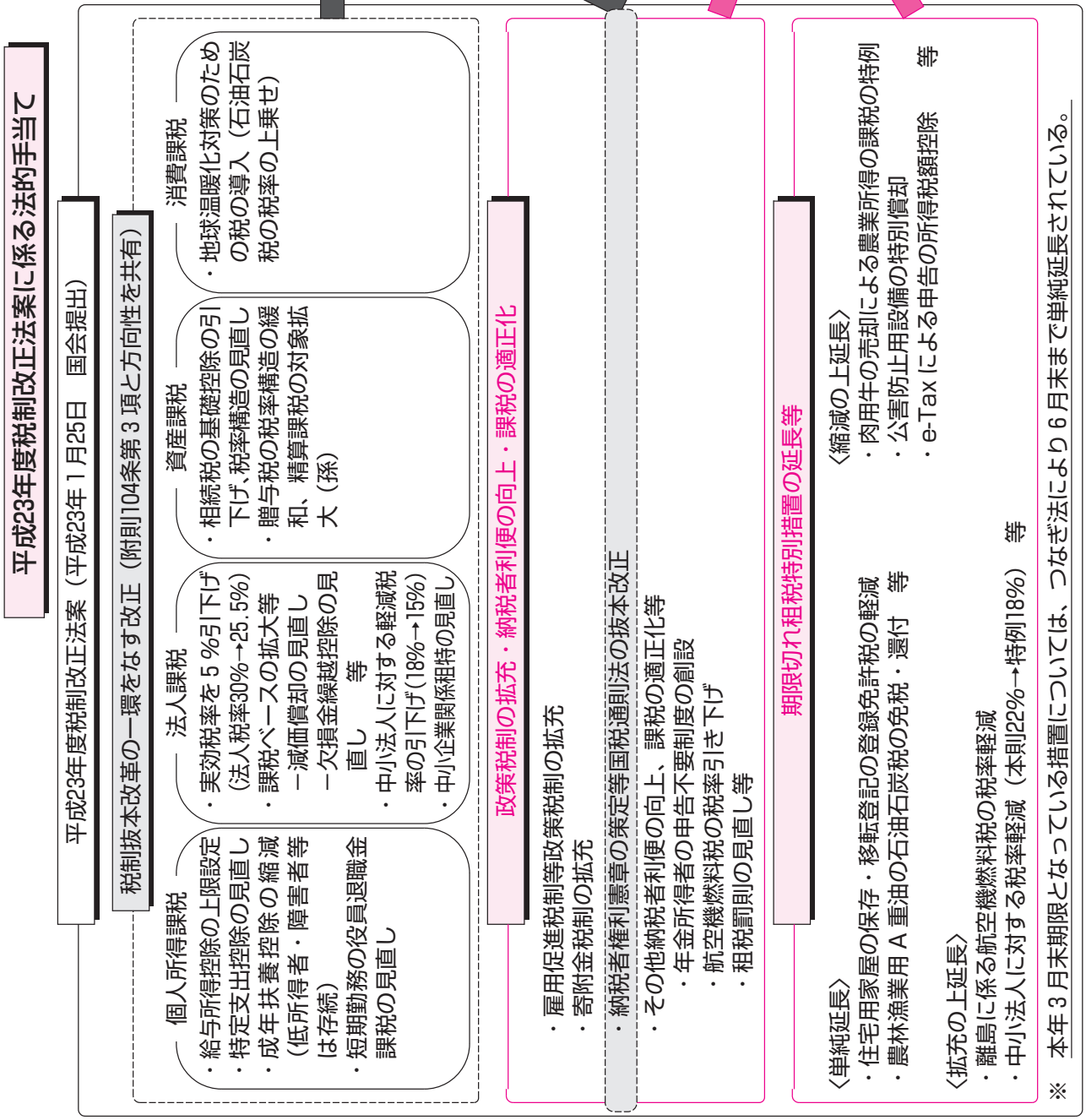
この度、「平成23年度所得税法等の一部を改正する法律案」及び「平成23年度地方税法等の一部を改正する法律案」による平成23年度税制改正案のうち、雇用促進税制等の政策税制の拡充、寄附金税制の拡充、年金所得者の申告不要制度の創設、租税罰則の見直し、金融証券優遇税制の2年延長や期限切れ租税特別措置の延長等などの改正を、政府修正により切り離し「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（第82号）」（以下「税制整備法」といいます。）並びに「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（第83号）」（以下「税制整備地法」といいます。）として、平成23年 6 月22日に成立し、平成23年 6 月30日に公布されました。

それ以外の平成23年度税制改正案は、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」（以下「税制構築法案」といいます。）並びに「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」（以下「税制構築地法案」といいます。）として、引続き審議されることになりました。

以下の **1** には、今回の「税制整備法」並びに「税制整備地法」により成立した改正事項を掲載し、**2** には「税制構築法案」並びに「税制構築地法案」で、現在未成立で継続審議とされている改正事項を掲げましたので、ご参考にしてください。







# 「税制整備法」並びに「税制整備地法」により 成立した主な改正事項

(平成23年 6 月22日成立・同月30日公布)

## 【1】「税制整備法」により成立した主な国税関係の改正事項

|              | 税制改正事項の内容                                                                                          | 適用期日                                | 関連条文                                       |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------|
| 1<br>個人・法人課税 | ① 年金所得者について申告不要制度を創設                                                                               | 平成23年分以後                            | 所法121他                                     |
|              | ② 上場株式等の10%軽減税率を平成25年12月31日まで2年延長（それに伴いいわゆる日本版ISAの導入時期も2年延長されて平成26年1月からに）                          | 平成25年分まで                            | 措法9の8、37の14                                |
|              | ③ 雇用促進税制（税額控除）、環境関連投資促進税制（特別償却又は税額控除）、国際戦略総合特別区域に係る税制措置（特別償却又は税額控除及び所得控除）、アジア拠点化推進のための税制（所得控除）等を創設 | 雇用促進税制は、平成23年4月1日から26年3月31日開始事業年度まで | 措法10の2の3、10の6、42の5の2、42の11、42の12、60の2、60の3 |
| 2<br>消費課税    | ① 事業者免税点制度における免税事業者の要件の見直し                                                                         | 平成25年1月1日以後課税期間分                    | 消法9の2                                      |
|              | ② 仕入税額控除の「95%ルール」の見直し                                                                              | 平成24年4月1日以後開始事業年度分他                 | 消法30                                       |
| 3<br>寄附税制    | 認定 NPO 法人への寄附について、控除率40%の所得税の税額控除を導入（住民税と合わせて50%）。一定の公益社団・財団法人等への寄附についても同様の税額控除制度を導入（市民公益税制）       | 平成23年分以後                            | 措法41の18の2、41の18の3                          |

※税制整備法の施行日；平成23年 6 月30日（「税制整備法」附則第1条）

## 【2】「税制整備地法」により成立した主な地方税関係の改正事項

|             | 税制改正事項の内容                                                                               | 適用期日                            | 関連条文                               |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|
| 1<br>証券税制   | 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率（3%）の適用期限を2年延長（平成24年1月1日～平成25年12月31日）他。                          | 平成24年1月1日から平成25年12月31日まで2年延長    | 平20改地法附1、3、8                       |
| 2<br>市民公益税制 | ① 認定 NPO 法人以外の NPO 法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができることとする。 | 平成24年度分以後の個人住民税（平成23年中の寄附金から対象） | 地法37の2、45の2、314の7、317の2、地法附5の5、5の6 |
|             | ② 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引下げ。                                               |                                 |                                    |

|          |                                   |                                    |  |
|----------|-----------------------------------|------------------------------------|--|
| 3<br>その他 | 平成22年度改正における国税の見直し内容等を踏まえ、罰則を見直し。 | 公布の日（平成23年6月30日）から2月を経過した以後にした違反行為 |  |
|----------|-----------------------------------|------------------------------------|--|

※税制整備地法の施行日：平成23年6月30日（「税制整備地法」附則第1条）

## 2

## 「税制構築法案」並びに「税制構築地法案」により継続審議となっている主な改正事項

（平成23年6月30日現在未成立）

### 【1】「税制構築法案」により継続審議となっている主な国税関係の改正事項

|             | 税制改正案の内容                                                     | 適用期日     | 関連条文                        |
|-------------|--------------------------------------------------------------|----------|-----------------------------|
| 1<br>個人所得課税 | ① 給与所得控除に上限を設定（一般従業員の場合；給与収入1,500万円超は一律245万円）                | 平成24年分以後 | 所法28、所法別表2～5                |
|             | ② 高額な法人役員等の給与に係る給与所得控除について、2,000万円から控除額を縮減し、4,000万円超は一律125万円 |          |                             |
|             | ③ 特定支出控除の支出範囲の拡大及び適用判定基準の緩和（給与所得控除の総額⇒2分の1）                  | 平成24年分以後 | 所法57の2                      |
|             | ④ 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止                           | 平成24年分以後 | 所法30、201、203                |
|             | ⑤ 成年扶養控除（扶養親族のうち年齢23歳以上70歳未満の者）に係る扶養控除について、次の見直し             | 平成24年分以後 | 所法2、84、85、120、190、194、195の3 |
|             | イ 障害者その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65歳以上の高齢者、学生等である成年扶養親族           |          |                             |
|             | ロ 上記イ以外の成年扶養親族で居住者のその年の合計所得金額が400万円以下の場合                     |          |                             |
|             | ハ 上記イ以外の成年扶養親族で居住者のその年の合計所得金額が400万円超500万円未満の場合               |          |                             |
|             | ニ 上記イ以外の成年扶養親族で居住者のその年の合計所得金額が500万円以上の場合                     |          |                             |
|             | 引続き控除の対象                                                     |          |                             |
|             | 引続き控除の対象                                                     |          |                             |
|             | 控除を存続（給与収入689万円（合計所得金額500万円）までは控除額を段階的に縮減）                   |          |                             |
|             | 控除を廃止                                                        |          |                             |

|             |                                                                    |                             |                           |
|-------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 2<br>法人所得課税 | ① 法人税率を30%から25.5%へ4.5%引下げ（国・地方の法人実効税率で5%引下げ）                       | 平成23年4月1日以後開始事業年度           | 法法66、143                  |
|             | ② 中小法人に対する軽減税率を18%から15%へ3%引下げ                                      | 平成23年4月1日から26年3月31日開始事業年度まで | 措法42の3の2、68の8             |
|             | ③ 法人実効税率の引下げとあわせ、特別償却や準備金制度等の租税特別措置の廃止・縮減のほか、大法人に係る欠損金の繰越控除の一部制限等  |                             | 措法10の2の2、42の5、法法57、58、59他 |
| 3<br>資産税課税  | ① 相続税の基礎控除を「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」から「3,000万円+600万円×法定相続人数」に引下げ    | 平成23年4月1日以後相続等分             | 相法15                      |
|             | ② 相続税の最高税率を55%に引き上げるなど税率構造の見直し                                     | 平成23年4月1日以後相続等分             | 相法16                      |
|             | ③ 相続税の死亡保険金に係る非課税枠の対象となる法定相続人を未成年者、障害者及び被相続人と生計を一にしていた者に限定         | 平成23年4月1日以後相続等分             | 相法12                      |
|             | ④ 相続税額に係る未成年者控除及び障害者控除の控除額の引上げ                                     | 平成23年4月1日以後相続等分             | 相法19の3、19の4               |
|             | ⑤ 贈与税について、直系卑属（20歳以上）を受贈者とする場合の税率構造を緩和                             | 原則平成23年1月1日以後贈与分            | 相法21の7、措法70の2の3           |
|             | ⑥ 相続時精算課税制度について、受贈者に20歳以上の孫を追加するとともに、贈与者の年齢要件を「65歳以上」から「60歳以上」に引下げ | 原則平成23年1月1日以後贈与分            | 相法21の9、措法70の2の4           |
| 4<br>納税環境整備 | 納税者権利憲章の策定、税務調査手続の明確化、更正の請求期間の延長、処分の理由附記の実施、国税通則法の名称変更等            | 原則国税通則法関連の改正は平成24年1月1日～     | 国税通則法等                    |

※税制構築法案は現在未成立で、継続審議中です。

## 【2】「税制構築地法案」により継続審議となっている主な地方税関係の改正事項

|                | 税制改正案の内容           |                                                                | 適用期日            | 関連条文                       |
|----------------|--------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------|----------------------------|
| 1<br>個人住民税の諸控除 | ① 成年扶養控除について、次の見直し | 合計所得金額400万円超の納税義務者の成年扶養親族(23歳以上70歳未満)で一定の所得金額以下の者に係る扶養控除(33万円) | 平成25年度分以後の個人住民税 | 地法23、34、37、292、314の2、314の6 |
|                |                    | 負担調整措置を講じた上で廃止。                                                |                 |                            |



|             |                                                |          |                           |               |
|-------------|------------------------------------------------|----------|---------------------------|---------------|
|             | 障害者、要介護認定者その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65歳以上の高齢者、学生  | 引続き控除対象。 |                           |               |
|             | ② 退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止。                     |          | 平成24年1月1日以後に支払われるべき退職手当等  | 地法附7          |
| 2<br>納税環境整備 | 国税の見直しと併せて、納税者が「更正の請求」を行うことができる期間（現行1年）を5年に延長。 |          | 平成23年4月1日以後に法定納期限が到来する地方税 | 地法17の5、20の9の3 |
| 3<br>その他    | 税負担軽減措置等について、固定資産税、不動産取得税等を中心に見直し。             |          |                           |               |

※税制構築法案は現在未成立で、継続審議中です。

### 3 税制整備法による期限切れ租税特別措置等の取扱い

税制整備法による期限切れ租税特別措置等の取扱いは、次表のとおりです。

なお、次表に掲げてある特例等の「改正前の適用期限」はつなぎ法により当初の「平成23年3月31日」が「平成23年6月30日」まで延長されています。

当初の適用期限    延長    つなぎ法による延長    再延長    税制整備法による再延長期限

平成23年3月31日    ⇒    平成23年6月30日    ⇒    「改正後の期限」

| 措置・施策名                                       | 改正後の期限                         | 関係条文                             |
|----------------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| 特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例               | 平成26年3月31日<br>(個人は平成26年12月31日) | 措法37～37の4、65の7～65の9、68の78～68の80  |
| 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例 | 平成25年3月31日                     | 措法37の9の2、65の13、68の84             |
| 中小企業者等の法人税率（18%）の特例                          | 平成24年3月31日                     | 措法42の3の2、68の8                    |
| 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（控除上限額等の特例）              | 平成24年3月31日                     | 措法42の4の2、68の9の2、措令27の4の2、39の39の2 |

| 措置・施策名                                       | 改正後の期限       | 関係条文                            |
|----------------------------------------------|--------------|---------------------------------|
| エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額・法人税額の特別控除 | 平成24年 3 月31日 | 措法10の 2 の 2、42の 5、68の10         |
| 事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額・法人税額の特別控除       | 平成24年 3 月31日 | 措法10の 4、42の 7、68の12             |
| 公害防止用設備の特別償却（※）                              | 平成24年 3 月31日 | 措法11、43、68の16<br>措令 6 の 3       |
| 船舶の特別償却（※）                                   | 平成25年 3 月31日 | 措法11、43、68の16                   |
| 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却         | 平成25年 3 月31日 | 措法43の 2、68の17                   |
| 地震防災対策用資産の特別償却（廃止）                           | 平成23年 6 月30日 | 旧措法11の 2、44、68の19               |
| 集積区域における集積産業用資産の特別償却                         | 平成24年 3 月31日 | 措法11の 3、44、68の20                |
| 事業革新設備等の特別償却                                 | 平成24年 3 月31日 | 措法11の 2、44の 2、68の21             |
| 共同利用施設の特別償却                                  | 平成24年 3 月31日 | 措法44の 3、68の24                   |
| 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却                           | 平成25年 3 月31日 | 措法11の 4、44の 4、68の25             |
| 特定地域における工業用機械等の特別償却（※ 2）                     | 平成25年 3 月31日 | 措法12、45、68の27<br>措令 6 の 3、28の 9 |
| 医療用機器等の特別償却                                  | 平成25年 3 月31日 | 措法12の 2、45の 2、68の29             |
| 障害者対応設備等の特別償却                                | 平成26年 3 月31日 | 旧措法13、46の 2、68の31               |
| 事業所内託児施設等の割増償却                               | 平成23年 6 月30日 | 旧措法46の 4、68の33                  |
| サービス付き高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却                       | 平成25年 3 月31日 | 措法14、47、68の34                   |
| 特定再開発建築物等の割増償却                               | 平成25年 3 月31日 | 措法14の 2、47の 2、68の35             |
| 倉庫用建物等の割増償却                                  | 平成25年 3 月31日 | 措法15、48、68の36                   |
| 植林費の損金算入の特例（廃止）                              | 平成23年 6 月30日 | 旧措法52、68の38                     |
| 特定災害防止準備金                                    | 平成24年 3 月31日 | 措法55の 6、68の45                   |
| 中小企業等の貸倒引当金の特例                               | 平成24年 3 月31日 | 措法57の10、68の59                   |
| 商工組合等の留保所得の特別控除                              | 平成24年 3 月31日 | 措法61                            |
| 農業経営基盤強化準備金                                  | 平成25年 3 月31日 | 措法61の 2、68の64                   |
| 技術研究組合の所得計算の特例                               | 平成25年 3 月31日 | 措法66の10、68の94                   |
| 農林中央金庫の合併等に係る課税の特例（廃止）                       | 平成23年 6 月30日 | 旧措法68の 2 ②                      |
| 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止                        | 平成26年 3 月31日 | 措法68の 4                         |
| 住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減                         | 平成25年 3 月31日 | 措法72の 2                         |

| 措置・施策名                                                            | 改正後の期限                                | 関係条文            |
|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------|
| 住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減                                              | 平成25年 3 月31日                          | 措法73            |
| 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減                                      | 平成25年 3 月31日                          | 措法75            |
| 特定農業法人が遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（廃止）                             | 平成23年 6 月30日                          | 旧措法76           |
| 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減                          | 平成25年 3 月31日                          | 措法77            |
| 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減                                        | 平成25年 3 月31日                          | 措法78            |
| 勧告等によってする登記の税率の軽減                                                 | 平成23年 6 月30日                          | 旧措法79           |
| 関西国際空港株式会社等の登記の税率の軽減                                              | 平成24年 3 月31日                          | 措法82            |
| 認定民間都市再生事業計画等に基づき建築物を建築した場合等の所有権の保存登記等の税率の軽減（一部廃止）                | 平成25年 3 月31日<br>(旧措法83②は平成23年 6 月30日) | 措法83、旧措法83②     |
| 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減の「指名金銭債権の取得」（一部廃止） | 平成23年 6 月30日                          | 旧措法83の 2 ① かつこ書 |
| 電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除（改正）                               | 平成25年 3 月31日                          | 措法84の 5         |
| 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例                                         | 平成24年 3 月31日                          | 措法87の 5         |
| 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例                                          | 平成24年 3 月31日                          | 措法88の 2         |
| 引取りに係る石油製品等の免税（一部廃止）                                              | 平成24年 3 月31日<br>(重油・粗油は平成23年 6 月30日)  | 措法90の 4         |
| 引取りに係る特定石炭の免税                                                     | 平成25年 3 月31日                          | 措法90の 4 の 2     |
| 特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付                                       | 平成24年 3 月31日                          | 措法90の 6         |
| 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付                                              | 平成25年 3 月31日                          | 措法90の 6 の 2     |
| 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例                              | 平成26年 3 月31日                          | 措法90の 9         |
| 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例                                        | 平成25年 3 月31日                          | 措法91            |
| 特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした場合における贈与税の納税猶予の継続                       | 平成23年 6 月30日                          | 平17改正法附則55      |

※ 平成23年財務省告示第111号・220号により延長

〔注〕 平17改正法…所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）

## 4 税制整備地法による期限切れ負担軽減措置等の取扱い

税制整備地法による主な期限切れ負担軽減措置等の取扱いは、次表のとおりです。

なお、次表に掲げてある特例等の「改正前の適用期限」はつなぎ法により当初の「平成23年3月31日」が「平成23年6月30日」まで延長されています。

当初の適用期限    延長    つなぎ法による延長    再延長    税制整備地法による再延長期限

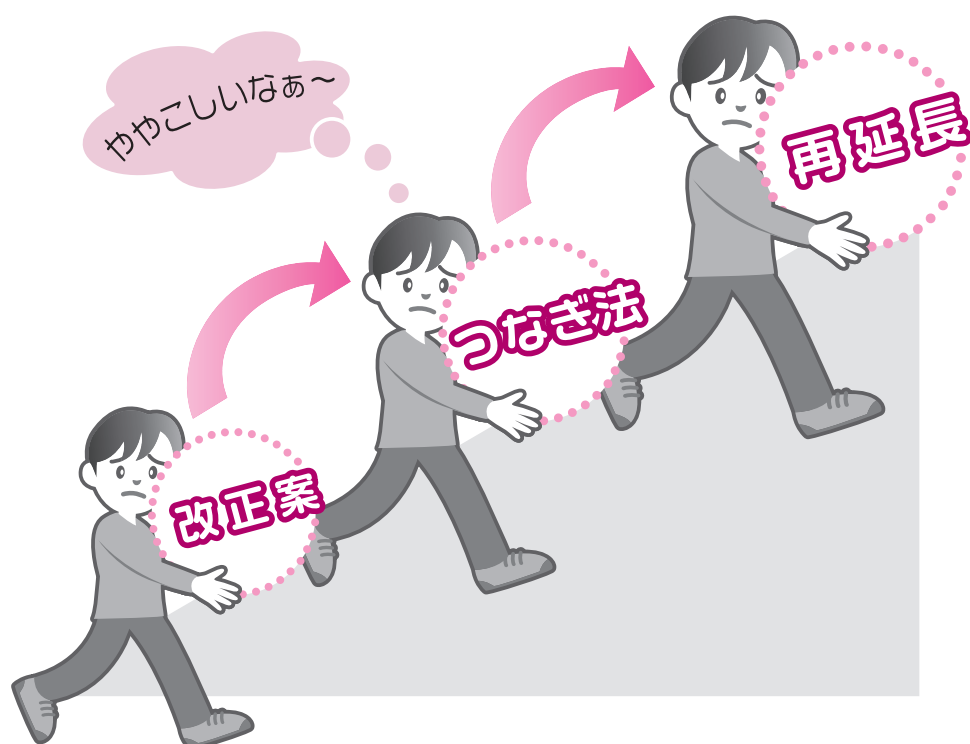
平成23年3月31日    ⇒    平成23年6月30日    ⇒    「改正後の期限」

|               | 措置・施策名                                                      | 改正後の期限     | 関連条文           |
|---------------|-------------------------------------------------------------|------------|----------------|
| 1 法人住民税・事業税関係 | ① 電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置                        | 平成26年3月31日 | 地法附9⑧          |
|               | ② 少額短期保険業に係る収入割の特例措置（廃止）                                    | 平成23年6月30日 | 旧地法附9⑩         |
| 2 不動産取得税関係    | ① 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る特例措置等、不動産取得税関係の税負担軽減措置等の期限 | 平成25年3月31日 | 地法附10、11及び11の4 |
|               | ② 独立行政法人都市再生機構が取得する一定の不動産に係る非課税措置（廃止）                       | 平成23年6月30日 | 旧地法附10⑤        |
|               | ③ 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置                       | 平成25年3月31日 | 地法附11①         |
|               | ④ 一定の自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る特例措置（廃止）                          | 平成23年6月30日 | 旧地法附11②        |
|               | ⑤ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る特例措置                       | 平成25年3月31日 | 地法附11③         |
|               | ⑥ 河川立体区域制度による整備事業に伴い取得する建替家屋に係る特例措置（廃止）                     | 平成23年6月30日 | 旧地法附11⑤        |
|               | ⑦ 民間都市開発推進法に基づく交換により取得する土地に係る特例措置（廃止）                       | 平成23年6月30日 | 旧地法附11⑥        |
|               | ⑧ 投資信託が取得する一定の不動産に係る特例措置                                    | 平成25年3月31日 | 地法附11④         |
|               | ⑨ 投資法人が取得する一定の不動産に係る特例措置                                    | 平成25年3月31日 | 地法附11⑤         |

|                 |                                                |            |           |
|-----------------|------------------------------------------------|------------|-----------|
|                 | ⑩ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する不動産に係る特例措置           | 平成25年3月31日 | 地法附11⑦    |
|                 | ⑪ 農地所有者代理事業により取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置（廃止）       | 平成23年6月30日 | 旧地法附11⑬   |
|                 | ⑫ 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が取得する不動産に係る特例措置（廃止）     | 平成23年6月30日 | 旧地法附11⑮   |
|                 | ⑬ 都市再生特別措置法に規定する整備事業区域内の者が取得する代替不動産に係る特例措置（廃止） | 平成23年6月30日 | 旧地法附11⑯   |
|                 | ⑭ 特定農業法人が取得する農用地区域内にある遊休農地に係る特例措置（廃止）          | 平成23年6月30日 | 旧地法附11⑰   |
|                 | ⑮ 密集市街地の建替認定計画により認定事業者が取得する土地に係る特例措置（廃止）       | 平成23年6月30日 | 旧地法附11⑱   |
|                 | ⑯ 重要無形文化財の公演のための施設等の取得に係る特例措置                  | 平成25年3月31日 | 地法附11⑬    |
|                 | ⑰ 心身障害者を多数雇用する事業所に係る税額の減額措置                    | 平成25年3月31日 | 地法附11の4①  |
|                 | ⑱ 入会権者等が取得する土地に係る税額の減額措置（廃止）                   | 平成23年6月30日 | 旧地法附11の4③ |
|                 | ⑲ 産活法に規定する事業譲渡等により取得する不動産に係る税額の減額措置            | 平成24年3月31日 | 地法附11の4③  |
| 3 固定資産税・都市計画税関係 | ① 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が整備した一定のトンネルに係る非課税措置    | 平成25年3月31日 | 地法附14③    |
|                 | ② 倉庫業者等が新增設した流通機能の高度化に寄与する等の倉庫等に係る特例措置         | 平成25年3月31日 | 地法附15①    |
|                 | ③ 自動二輪車路外駐車場の用に供する家屋に係る特例措置（廃止）                | 平成23年6月30日 | 旧地法附15⑤   |
|                 | ④ 認定計画に従って整備された一定の緑化施設に係る特例措置（廃止）              | 平成23年6月30日 | 旧地法附15⑥   |
|                 | ⑤ 心身障害者多数雇用事業所の用に供する家屋に係る特例措置                  | 平成25年3月31日 | 地法附15⑤    |
|                 | ⑥ 一定の低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る特例措置               | 平成25年3月31日 | 地法附15⑬    |
|                 | ⑦ 第三セクターが鉄道駅総合改善事業により取得した家屋等に係る特例措置            | 平成25年3月31日 | 地法附15⑭    |



|          |                                                    |              |            |
|----------|----------------------------------------------------|--------------|------------|
|          | ⑧ 事業主が設置した一定のテレワーク設備に係る特例措置（廃止）                    | 平成23年 6 月30日 | 旧地法附15㉟    |
|          | ⑨ 一定の事業用太陽光発電設備に係る特例措置                             | 平成24年 3 月31日 | 地法附15㉡     |
|          | ⑩ 市街地再開発事業の施行に伴う一定の新築の施設建築物に係る特例措置                 | 平成25年 3 月31日 | 地法附15の 8 ③ |
|          | ⑪ 高齢者向け優良賃貸住宅に係る特例措置                               | 平成25年 3 月31日 | 地法附15の 8 ④ |
|          | ⑫ 防災街区整備事業の施行に伴う一定の新築の施設建築物に係る特例措置                 | 平成25年 3 月31日 | 地法附15の 8 ⑤ |
| 4 事業所税関係 | ① 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置             | 平成25年 3 月31日 | 地法附33④     |
|          | ② 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る資産割の特例措置（廃止） | 平成23年 6 月30日 | 旧地法附33⑤    |





# 法人税制 改正のポイント

## II

### 1 雇用促進税制の創設（所得税・法人税・法人住民税・個人住民税）

雇用の維持・増加を図り、それによって経済成長を推進することは、新成長戦略の一つの柱です。税制面でも、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、出来る限りの支援措置を講じる必要があります。

そこで、今回の税制整備法により雇用の受け皿となる成長企業を支援するために、雇用に一定以上増やした企業に対する税制上の優遇措置が創設されました（所得税についても同様の改正が行われました）。（措法10の6、42の12、68の15の2）

#### ① 改正の概要【適用期間】 3年間（平成25年度末まで）

その年度中に従業員のうち雇用保険の一般被保険者の数を**10%以上**かつ**5人以上**（中小企業者等は**2人以上**）増加させる等の要件を満たす事業主について、増加1人当たり20万円の税額控除ができる制度が創設されました。

#### ② 制度の概要

**税額控除額** 増加した雇用保険の一般被保険者の数×20万円

※控除限度額は、中小企業者等は法人税額の20%（中小企業者等以外は10%）



平成23年4月1日～平成26年3月31日までに開始する各事業年度について適用されます。



|       | 措 置 内 容                                                                                                        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者   | 公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行った事業主<br>※風俗営業等を営む企業については、対象から除外されます。                                                     |
| 要 件   | その事業年度末の従業員のうち、雇用保険の一般被保険者の数が、前事業年度末に比して10%以上、かつ5人以上増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合。<br>※ただし、中小企業者等については2人以上増加した場合。 |
| 控除額   | 増加した雇用保険一般被保険者の数×20万円の税額控除。                                                                                    |
| 控除限度額 | 当期の法人税額の10%を限度。<br>※ただし、中小企業者等については20%を限度。                                                                     |
| 適用期間  | 平成23年4月1日～平成26年3月31日。                                                                                          |

#### 具体的な手続

企業は、事業年度開始後2か月以内に、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成し、ハローワークに届出。



事業年度終了後2か月以内にハローワークより雇用促進計画について確認を受ける。



ハローワークによって確認を受け、交付される雇用促進計画等の書類を確定申告書に添付することにより適用可能。

※上記のほか、事業主都合による離職者がいないこと、当該事業年度における「支払給与額」が前事業年度における支払給与額よりも一定割合増加すること、等が要件。

#### 参 考

上記税制改正に伴い地方税においても公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行った中小企業者等が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、当該事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ、2人以上増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合には、一定の要件の下、その事業年度の法人税額から、増加した雇用保険一般被保険者の数に20万円を乗じた金額を控除できる措置が法人住民税に適用されます。（地法附8⑤）

## 2 グリーン投資減税の創設(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

地球温暖化問題への対応が重要課題となる中、先進的な技術力を有する我が国において、環境分野は大きな成長が見込まれる有望な分野の一つです。我が国の環境・エネルギー技術の開発を後押しすることで経済成長につなげ、また、地球温暖化問題に対応していくため、先進的な低炭素・省エネ設備への投資に対し、税制上の優遇措置が講じられました。

そこで、ことしの税制改正では、平成22年6月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、エネルギー安定供給の確保と低炭素

成長社会の実現を目指すために、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資（グリーン投資）を重点的に支援する「グリーン投資減税」が創設され、環境・エネルギー産業の成長が図られました。（措法10の2の3、42の5の2、68の10の2）

### グリーン投資減税の創設

**【概要】** エネルギー起源 CO<sub>2</sub>排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等（「エネルギー環境負荷低減推進設備等」）を取得等をして、その取得等の日から1年以内に事業の用に供した場合は30%特別償却（中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除との選択適用）ができます（所得税についても同様とされます。）。

※ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとされます。

**【措置期間】** 平成23年6月30日から平成26年3月31日までの間の3年間（平成25年度末まで）

### 参考

上記税制改正に伴い地方税においても、中小企業者等が、平成23年6月30日から平成26年3月31日までの間に、エネルギー起源 CO<sub>2</sub>排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等の取得等をして、これを1年以内に国内にある事業の用に供した場合に、選択適用できることとされた取得価額の7%の法人税の税額控除は法人住民税にも適用されます。

## 3

### 総合特区制度・アジア拠点化推進のための税制の創設——経済成長・雇用確保を実現するための政策的優遇税制

激しい国際競争にさらされている我が国の企業立地環境を改善するため、税制面においても、地域や対象企業の特色に応じた対応が必要となっています。そこで、我が国全体の成長を牽引し、国際的に競争優位性を持ちうる大都市を対象とする「国際戦略総合特別区域」における成長産業や外資系企業等の集積を促進するため、税制上の支援措置が創設されました。併せて、全国で展開する「地域活性化総合特別区域」についても税制上の支援措置が講じられました。さらに、グローバル企業の「アジア地域統括拠点や研究開発拠点等」を呼び込むための税制上の支援措置が創設されました。

## 【1】総合特区制度の創設

総合特区制度の創設に伴い、国際戦略総合特別区域に係る次に掲げる措置が講じられました。

### ① 設備投資等に係る優遇措置（特別償却・税額控除）（措法42の11、68の15）

国際戦略総合特別区域内において、青色申告書を提出する一定の法人で地方公共団体の指定を受けたものが、認定国際戦略総合特別区域計画に記載された事業を行うために一定の規模以上の設備等の取得等をしてその事業の用に供した場合には、その取得価額の50%（建物等については、25%）の特別償却又は15%（建物等については、8%）の税額控除のいずれかの選択適用ができることとされます。ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとされました。



この改正は、総合特別区域法の施行の日から平成26年3月31日までの間に指定を受けた法人のその間に取得等をする設備等について適用されます。（税制整備法附1十一、52）

### ② 設備投資等に係る優遇措置（5年間の所得控除）（措法60の2、68の63の2）

国際戦略総合特別区域内において、青色申告書を提出する法人で認定を受けた地方公共団体の指定を受けた指定特定事業法人（当該区域内において設立された法人又は当該区域内に本店若しくは主たる事務所を有する法人のうち一定の規模以上の設備等の取得等をしたものに限ります。）が、専ら認定国際戦略総合特別区域計画に記載された規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う場合には、当該指定の日から5年間、当該事業に係る所得の金額の20%の所得控除の適用ができることとされました。

なお、この措置の適用を受けることができる国際戦略総合特別区域の指定数は少数に限定するものとし、この措置の適用を受ける事業年度においては、上記①の国際戦略総合特別区域に係る特別償却又は税額控除は適用しないこととされました。



この改正は、総合特別区域法の施行の日から平成26年3月31日までの間に指定を受けた法人のその指定を受けた日から5年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度について適用されます。（税制整備法附1十一、54）

## 【2】「アジア拠点化推進税制」の創設（所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税）（措法60の3、68の63の3）

アジア新興国等の急速な経済成長に伴い、我が国の立地競争力は急速に低下し、日本に立地するグローバル企業の重要拠点が海外に流出し、このままでは我が国産業が空洞化するおそれがあります。そこで、我が国の持続的な経済成長を実現する観点から、グローバル企業の高付加価値拠点（統括事業及び研究開発事業の拠点）の国内立地を促進し、我が国産業の振興及び雇用の増大を通じて経済発展を図ることが必要であることから、ことしの税制改正で一定の認定を受けたグローバル企業に対し、課税の特例や特許料等の特例等の支援措置



が講じられました。

具体的には、アジア拠点化を推進するための制度の創設に伴い、青色申告書を提出する法人で特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の研究開発事業計画又は統括事業計画の認定を受けた認定研究開発事業法人又は認定統括事業法人が、これらの事業計画の認定の日から5年間、その事業に係る所得の金額の20%の所得控除ができる措置が講じられました。

なお、研究開発事業を行う法人がこの措置の適用を受ける事業年度においては、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除又は【1】の制度は適用しないこととされました。

#### 「アジア拠点化推進税制」の創設（所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税）

##### 【改正概要】

- (1) グローバル企業の研究開発拠点又は地域統括拠点について、雇用創出や投資拡大に関する要件を満たす場合、認定から5年間、20%の所得控除を認める。
- (2) 海外の親会社が認定企業の取締役等に付与したストックオプションに対する課税をすべてキャピタルゲイン課税（20%）の対象とする特例措置の導入



この改正は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日から平成26年3月31日までの間に認定を受けた法人のその認定を受けた日から5年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度について適用されます。（税制整備法附1十、55）

#### 参考

上記税制改正に伴い地方税においても、次の措置が講じられました。

- ① 上記総合特区制度の創設に伴い、上記【1】の法人税の特別償却や所得控除について、法人住民税及び法人事業税に反映する措置が講じられました。
- ② アジア拠点化を推進するための制度の創設に伴い、上記【2】の法人税の所得控除について、法人住民税及び法人事業税に反映する措置が講じられました。

## 4 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の導入に伴う措置

会計上の変更及び過去の誤謬の訂正に関する会計上の取扱い（開示を含みます。）を定めることを目的として、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（平成21年12月4日付企業会計基準第24号）が、平成24年4月1日以後開始事業年度から実施されます。これに伴い、以下の措置が講じられます。（①及び②については、所得税も同様に改正されました。）これにより、会計と税務のズレが生じなくなる見込みです。

|   |                                                                                                            |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 陳腐化償却制度が廃止されました。(旧法令60の2、法基通7-4-8、7-4-9)                                                                   |
| ② | 耐用年数の短縮特例について、国税局長の承認を受けた未経過使用可能期間をもって耐用年数とみなすことにより、その承認後は未経過使用可能期間で償却できる制度とされました。(法令57、法規17、18、法基通7-3-18) |
| ③ | 確定申告書等の添付書類に過年度事項の修正の内容を記載した書類が追加されました。                                                                    |

## 5 100%グループ内の法人に係る税制等についての見直し

100%グループ内の法人に係る税制等について、その円滑な執行に向けて、次のとおり所要の見直しが行われました。

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | <p>100%グループ内の他の内国法人が清算中である場合、解散が見込まれる場合又はそのグループ内で適格合併により解散することが見込まれる場合には、その株式について評価損を計上しないこととされました。(法法33⑤)</p> <p> この改正は、平成23年6月30日以後に行う評価換え等について適用されます。(税制整備法附12)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ② | <p>解散の場合の期限切れ欠損金の損金算入制度においてマイナスの資本金等の額を期限切れ欠損金と同様とするほか、連結納税制度における期限切れ欠損金の損金算入制度について所要の整備が行われました。(法法59③、法令118)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ③ | <p>適格合併等の場合の欠損金の制限措置等について、適用対象から被現物分配法人の自己株式の適格現物分配が除外されました。(法法57④、法令112)</p> <p> この改正は、平成23年6月30日以後に行われる適格現物分配について適用されます。(平23改法令附7)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| ④ | <p>外国法人が行う現物出資について、次の措置が講じられました。(法法2十二の十四、法令4の3⑨)</p> <p>(a) 外国法人の日本支店等が内国法人に資産等の移転を行う現物出資に係る課税繰延べの要件について、事業継続要件及び株式管理要件が廃止されました。</p> <p>(b) 現物出資後に事業継続要件又は株式管理要件を満たさないこととなった場合に繰り延べた譲渡益に対して課税を行う取戻し課税が廃止されました。</p> <p>(c) 上記(a)及び(b)の改正に伴い、外国法人が内国法人に対して国外にある資産等の移転を行う現物出資を適格現物出資に該当しないこととする等の所要の整備が行われました。</p> <p>これらの改正は、平成23年6月30日以後に行われる現物出資について適用されます。なお、同日前に行われた現物出資について同日以後に事業継続要件又は株式管理要件を満たさないこととなった場合については、取戻し課税が行われないこととされます。(税制整備法附11)</p> <p></p> |
| ⑤ | <p>資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る次の制度については、100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人には適用しないこととされました。(旧法法66、67、143、旧措法57の10、61の4、66の13他)</p> <p>(a) 軽減税率</p> <p>(b) 特定同族会社の特別税率の不適用</p> <p>(c) 貸倒引当金の法定繰入率</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|   |                                                                                                                                                                                              |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | <p>(d) 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度<br/>(e) 欠損金の繰戻しによる還付制度</p> <p> 大法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等をいいます。</p> |
| ⑥ | その他所要の措置が講じられます。                                                                                                                                                                             |

## 6 その他の法人税制関連の改正

### 【1】公共施設等運営権の無形固定資産としての取扱い

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の改正（平成23法律57号）を前提に、同法に規定する公共施設等運営権を法人税法上の減価償却資産（無形固定資産）とし、その耐用年数が事業権登録簿に記載された存続期間とされます（所得税についても同様とされます。）。

### 【2】棚卸資産の切放し低価法の廃止（法法29、法令28）

棚卸資産の評価について、切放し低価法が廃止されました。

この結果、低価法は洗替え低価法のみとなりました。

（注）平成23年3月31日以前に開始した事業年度（同年4月1日以後に開始し、かつ、平成23年6月30日前に終了した事業年度を含む。）における期末棚卸資産の評価額の計算については、従前どおりとされます。なお、同年4月1日以後に開始し、かつ、平成23年6月30日以後最初に終了する事業年度の直前の事業年度において切放し低価法の適用を受けていた棚卸資産の同年4月1日以後に開始する各事業年度（平成23年6月30日前に終了する事業年度を除く。）終了の時点における評価額の計算については、当該直前の事業年度終了の時点における評価額により取得したものとみなされます。（法令附5）

### 【3】法人税の中間納付制度の仮決算の見直し（法法72、81の20）

法人税の中間納付制度については、あえて仮決算を行い、予定納税額を超える中間納付を行って、確定申告において還付金を生じさせ、還付加算金を受け取る事例について指摘がありました。そこで、今回の税制改正では、この仮決算による中間税額が前事業年度の確定法人税額の12分の6を超える場合には、仮決算による中間申告書が提出できないこととされました。

次の場合には、仮決算による中間申告書が提出できないこととなります。

|   |                                                                       |
|---|-----------------------------------------------------------------------|
| ① | 前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が、10万円以下である場合又はその金額がない場合       |
| ② | 仮決算による中間申告書に記載すべき法人税の額が、前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額を超える場合 |

#### 【4】次世代育成支援対策推進法の認定企業に係る割増償却制度の創設

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に開始する各事業年度において、青色申告書を提出する法人で次世代育成支援対策推進法の認定を受けたものが、その認定の日を含む事業年度終了の日において有する建物等で事業の用に供したもののうち、その認定の日を含む事業年度及び当該認定に係る一般事業主行動計画の期間内に新築をし、又は増築若しくは改築をしたものについて、当該認定の日を含む事業年度において普通償却限度額の32%の割増償却ができる措置が講じられました（所得税についても同様とされました。）。（措法13の4、46の4、68の33）

#### 【5】肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の見直し

本特例について、次のとおり見直しが行われた上、その適用期限が平成26年までの各年（法人は平成27年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度）まで延長されました。（措法25、67の3、68の101）

|   |                                                  |
|---|--------------------------------------------------|
| イ | 免税対象牛の売却頭数要件の上限が年間1,500頭（改正前年間2,000頭）に引き下げられました。 |
| ロ | 免税対象牛の範囲から売却価額80万円以上（改正前100万円以上）の交雑牛が除外されました。    |



上記の改正は、平成24年分以後の所得税及び平成24年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。（税制整備法附32、62、77）

#### 【6】その他の特別償却制度の改正

|   |                    |                                                                                                                                                       |
|---|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ | 公害防止用設備の特別償却制度     | 償却割合が100分の8（改正前100分の14）に引き下げられました。（措法11、43、68の16）                                                                                                     |
| ロ | 船舶の特別償却制度          | 経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶に該当しないものに係る償却割合が100分の16（改正前100分の18）に引き下げられました。（措法11、43、68の16）                                                                 |
| ハ | 共同利用施設の特別償却制度      | 償却割合が100分の6（改正前100分の8）に引き下げられた上、その適用期限が平成24年3月31日まで延長されました。（措法44の3、68の24）                                                                             |
| ニ | 特定高度通信設備の特別償却制度の創設 | 青色申告書を提出する法人で中小企業者に該当するもののうち電気通信基盤充実臨時措置法に規定する実施計画について同法の認定を受けたものが、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平23法律59号）の施行の日から平成25年3月31日までの間に、特定高度通信設備の取得等をして、過疎地域等一定の地域 |



|   |                       |                                                                                                                                                                                                                           |
|---|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                       | 内においてその事業の用に供した場合には、その特定高度通信設備の取得価額の100分の15相当額の特別償却ができることとされました。(措法44の5、68の26)                                                                                                                                            |
| ホ | 医療用機器等の特別償却制度         | 次のとおり見直しが行われた上、その適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。(措法12の2、45の2、68の29)                                                                                                                                                             |
|   | (イ)                   | 医療用機器に係る措置について、次のとおり見直しが行われました。<br>a 高度な医療の提供に資する医療用機器又は先進的な医療用機器に係る償却割合が100分の12(改正前100分の14)に、医療の安全の確保に資する医療用機器に係る償却割合が100分の16(改正前100分の20)にそれぞれ引き下げられました。<br>b 対象となる医療用機器から新型インフルエンザに係る医療の提供を目的とする病床の確保に資する医療用機器が除外されました。 |
|   | (ロ)                   | 特定増改築施設に係る措置及び建替え病院用等建物に係る措置が除外されました。                                                                                                                                                                                     |
| ヘ | 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度 | 対象となる要件に、基準雇用障害者数が20人以上ものであること等一定の要件が追加され、改正前の要件との選択適用とした上、その適用期限が平成26年3月31日まで延長されました。(措法13、46の2、68の31)                                                                                                                   |
| ト | 特定再開発建築物等の割増償却制度      | 対象から都市再生特別措置法の認定整備事業計画に基づく都市再生整備事業により整備される建築物に係る措置が除外された上、その適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。(措法14の2、47の2、68の35)                                                                                                                  |







# 国際課税制度

## 改正のポイント

### 1 移転価格税制の見直し

OECD 移転価格ガイドラインの改定等に伴い、国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）について、次の見直しが行われました。

#### 【1】独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直し（措法66の4、68の88）

現行の独立企業間価格の算定方法の適用優先順位が廃止され、独立企業間価格を算定するために最適な方法を事案に応じて選択する仕組みに改正されました。

なお、上記の改正に伴い、その円滑な施行に資するよう運用の明確化が図られるとともに、独立企業間価格の算定方法の一覧性を確保する観点から、現行の利益分割法の下位分類として同ガイドラインにおいて認められている算定方法（比較利益分割法、寄与度利益分割法及び残余利益分割法）が明確にされました。



この改正は、平成23年10月1日以後に開始する事業年度について適用されます。（税制整備法附57、73）

#### 【2】独立企業間価格幅（レンジ）の取扱いの明確化

国外関連取引の価格等が、レンジの中にある場合には移転価格課税を行わないこと、また、レンジの外にある場合には比較対象取引の平均値に加え、その分布状況等に応じた合理的な値を用いた独立企業間価格の算定もできることが運用において明確にされました。

#### 【3】シークレットコンパラブルの運用の明確化

納税者の予見可能性を確保する観点から、シークレットコンパラブル（類似の取引を行う第三者から質問検査等により入手した比較対象取引についての情報）が適用される場合の具体例が運用において一層明確にされるとともに、シークレットコンパラブルを用いる際には、守秘義務の範囲内でその内容が説明されたとの運用が徹底されました。

## 2 その他の改正

### 【1】外国子会社合算税制等の円滑な執行を図るための措置(措法66の6、68の90他)

外国子会社合算税制等の円滑な執行を図るため、次の措置が講じられます。

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ | 株式等の保有を主たる事業とする統括会社について、事業基準以外の適用除外基準の判定を統括事業により行うことが明確にされました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ロ | 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）の計算上、外国関係会社の本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等が非課税所得の範囲から除外されるための持株割合要件等が廃止されました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ハ | 日本税法基準によって特定外国子会社等の合算対象とされる金額を計算する場合には、現物分配に係る課税繰延べ規定の適用はないことが明確にされました。（措令39の15①）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ニ | <p>その他の見直し等は以下のとおりです。</p> <p>(イ) 外国関係会社の所得の金額が零の場合のトリガー税率の判定は、外国法人税の表面税率により行うことが明確にされました。</p> <p>(ロ) 資産性所得の基因となる株式等に係る保有割合10%未満の要件の判定時期は、配当等については当該配当等の効力が生ずる日、譲渡については当該譲渡の直前であることが明確にされました。</p> <p>(ハ) 資産性所得に係る費用の計算について、次の措置が講じられました。</p> <p>(a) 利子・配当等の額に対して課される外国源泉税の額は、資産性所得の金額の計算上控除できるよう計算方法が見直されました。</p> <p>(b) 債券の償還差益に係る資産性所得の費用の額を簡便法により計算する場合には、償還の直前の事業年度終了の時（改正前：償還の直前）の総資産の帳簿価額を用いることとされました。</p> <p>(c) 株式等及び債券の譲渡に係る資産性所得の金額の計算上控除する取得価額について、その計算方法（移動平均法等により計算）が明確にされました。</p> <p>(d) 特許権等の使用料等に係る資産性所得の金額の計算上控除する特許権等に係る減価償却費は、継続適用を要件として、日本税法基準又は現地税法基準のいずれかにより計算することが明確にされました。</p> <p>(ニ) 資産性所得合算課税制度における次の現行の適用除外基準について、それぞれ次の明確化が行われました。</p> <p>(a) 資産性所得割合基準（当期純利益に占める資産性所得の合計額の割合が5%以下であること）：「当期純利益」には外国源泉税の額は含まれないことを明確化</p> <p>(b) 収入金額基準（資産性所得の合計額に係る収入金額が1,000万円以下であること）：「収入金額」の定義を明確化（償還差益に係る収入金額とは、償還金額ではなく償還差益であること等）</p> |
| ホ | 特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例等について、上記と同趣旨の改正が行われました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |



これらの改正は、内国法人の平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、特定外国子会社等の合算対象とされる金額（その特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始する事業年度分に係るものに限られます。）につき合算課税を行う場合について適用されます。ただし、上記ハの改正は、特定外国子会社等の平成23年6月30日以後に行われる現物分配について適用されます。（税制整備法附58、改措令附21）

## 【2】非居住者等に係る事業譲渡類似及び不動産関連法人の株式等譲渡益課税の措置

非居住者又は外国法人に係る事業譲渡類似及び不動産関連法人の株式等譲渡益課税について、次の措置が講じられます。

- ① 非居住者が行う特定目的信託の社債的受益権（重要事項以外に係る議決権を有するものに限られます。）の譲渡が適用対象に追加されます。
- ② 外国法人が行う特定目的信託の社債的受益権（重要事項以外に係る議決権を有しないものに限られます。）の譲渡が適用対象から除外されます。



これらの改正は、資産の流動化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日以後に行う特定目的信託の社債的受益権の譲渡について適用されます。

国際税制も  
改正されたよ！



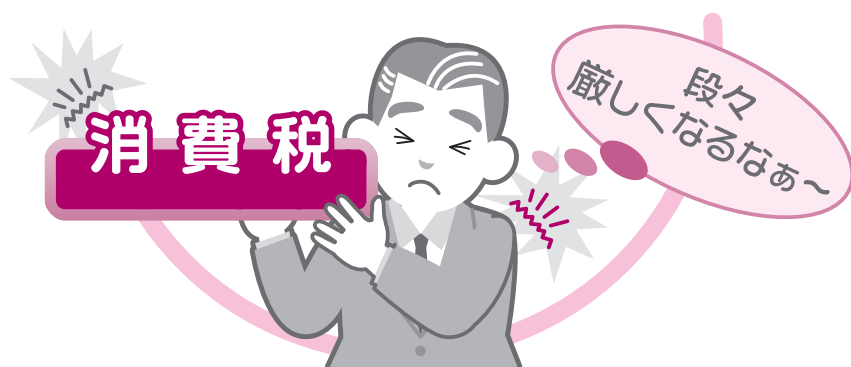
消費税のあり方については、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、その具体的内容について、早急に検討が行われます。あわせて、消費税制度の信頼性を確保していくために、一層の課税の適正化も着手されます。

ことしの税制改正では、次の改正が行われました。

## 1 事業者免税点制度における免税事業者の要件の見直し

消費税の事業者免税点制度における免税事業者の要件について、次の見直しが行われました。(消法9の2)

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |   |                              |   |                                                                             |   |                                                                                                                                                 |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|------------------------------|---|-----------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | <p>個人事業者のその年又は法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合において、その個人事業者又は法人（課税事業者を選択しているものを除く。）のうち、その個人事業者のその年又は法人のその事業年度に係る次に掲げる期間（以下「特定期間」という。）における課税売上高が1,000万円を超えるときは、その個人事業者のその年又は法人のその事業年度については、事業者免税点制度が適用されないこととされました。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 1120 327 1176">①</td><td data-bbox="327 1120 1402 1176">個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの期間</td></tr> <tr> <td data-bbox="268 1176 327 1288">②</td><td data-bbox="327 1176 1402 1288">その事業年度の前事業年度（7月以下であるものその他一定のもの（以下「短期事業年度」という。）を除く。）がある法人のその前事業年度開始の日以後6月の期間</td></tr> <tr> <td data-bbox="268 1288 327 1444">③</td><td data-bbox="327 1288 1402 1444">その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人のその事業年度の前々事業年度（その事業年度の基準期間に含まれるものその他一定のもの（以下「短期事業年度」という。）を除く。）開始の日以後6月の期間（当該前々事業年度が6月以下の場合には、その前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間）</td></tr> </table> | ① | 個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの期間 | ② | その事業年度の前事業年度（7月以下であるものその他一定のもの（以下「短期事業年度」という。）を除く。）がある法人のその前事業年度開始の日以後6月の期間 | ③ | その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人のその事業年度の前々事業年度（その事業年度の基準期間に含まれるものその他一定のもの（以下「短期事業年度」という。）を除く。）開始の日以後6月の期間（当該前々事業年度が6月以下の場合には、その前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間） |
| ①   | 個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |   |                              |   |                                                                             |   |                                                                                                                                                 |
| ②   | その事業年度の前事業年度（7月以下であるものその他一定のもの（以下「短期事業年度」という。）を除く。）がある法人のその前事業年度開始の日以後6月の期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |   |                              |   |                                                                             |   |                                                                                                                                                 |
| ③   | その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人のその事業年度の前々事業年度（その事業年度の基準期間に含まれるものその他一定のもの（以下「短期事業年度」という。）を除く。）開始の日以後6月の期間（当該前々事業年度が6月以下の場合には、その前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |   |                              |   |                                                                             |   |                                                                                                                                                 |
| (2) | (1)を適用する場合においては、個人事業者又は法人が特定期間中に支払った所得税法に規定する支払明細書に記載すべき給与等の金額に相当するものの合計額をもって、(1)の特定期間における課税売上高とすることができるとされました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |   |                              |   |                                                                             |   |                                                                                                                                                 |
| (3) | (1)に該当することとなった場合にはその旨の届出書を提出することとする等の所要の措置が講じられました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |   |                              |   |                                                                             |   |                                                                                                                                                 |





この改正は、平成25年1月1日以後に開始する個人事業者のその年又は法人のその事業年度について適用されます。(税制整備法附22①)

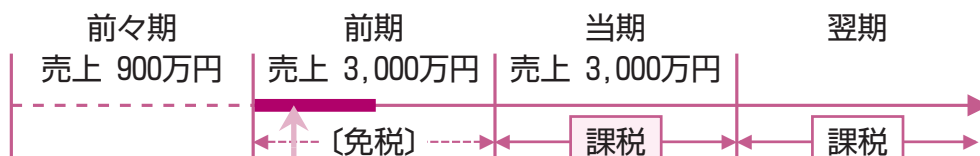
#### 改正前



当期の扱いは前々期の課税売上高のみで判定

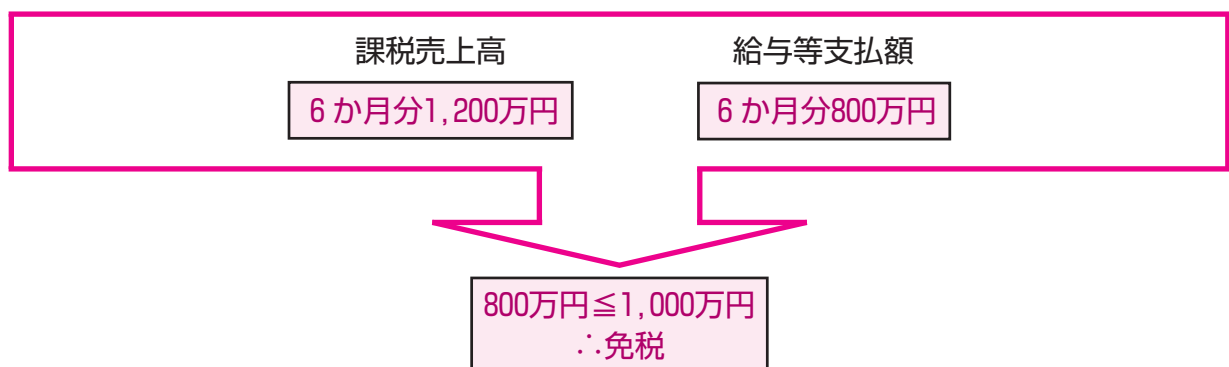
⇒前期に売上が急増しても、課税事業者となるのは翌期から

#### 改正後



前期の課税売上高が上半期で1,000万円を超える場合には、当期から課税事業者となる。ただし、課税売上高に代えて支払給与の額で判定することもできる。

#### ■ 上表の(2)の【課税売上高と給与等の支払額】



この改正は、上記のその年又はその事業年度が平成25年1月1日以後に開始するものについて適用されます。(税制整備法附22)



## 2 仕入税額控除の「95%ルール」の見直し

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる制度については、その課税期間の課税売上高が5億円（その課税期間が1年に満たない場合には年換算）以下の事業者に限り適用することとされました。（消法30）

### 改正前

- 非課税売上げに対応する仕入については、仕入税額控除を認めないのが原則。  
ただし、売上げのほとんど（95%以上）が課税売上げの場合は、全ての仕入について仕入税額控除を認めている（いわゆる「95%ルール」）。



### 改正後

- 事業者の事務負担に配慮する観点から講じられている制度の趣旨に鑑み、この制度の対象者を、1年間の課税売上高が5億円以下の事業者に限定する。

課税売上高が5億円超の場合は、課税売上割合が95%以上であっても個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかで仕入控除税額を計算する。

### 適用 期日

この改正は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。（税制整備法附22③）

### 参考

### いわゆる「95%ルール」について

- 消費税の仕入控除税額の計算方法

- (1) 課税売上割合が95%以上の場合 → 課税仕入れ等にかかる税額を全額控除  
(いわゆる「95%ルール」)
- (2) 課税売上割合が95%未満の場合 → 課税仕入等にかかる税額を次のいずれかの方式により計算

#### ① 個別対応方式

課税仕入れ等の税額を、個々の仕入れごとに「課税売上げに対応するもの」と「非課税売上げに対応するもの」に区分し、「課税売上げに対応するもの」のみ控除を認める（「課税売上げと非課税売上げに共通するもの」については課税売上割合で按分）。

#### ② 一括比例配分方式

課税仕入れ等の税額を、個々の仕入れごとに区分せず、課税売上割合により一括して「課税売上げに対応するもの」と「非課税売上げに対応するもの」に配分し、「課税売上げに対応するもの」として配分された税額の控除を認める。

(注) 課税売上割合 =  $\frac{\text{課税売上げ（税抜）}}{\text{課税売上げ（税抜）} + \text{非課税売上げ}}$

（内閣府「補足資料」（要望のない項目等））



# 金融証券税制

## 改正のポイント

### 1 金融証券優遇税制の延長等

(措法8の4、9の3、37の10、37の11の4、税制整備法第20条による改正後の平20改所法等附32、33、43、45、同法附26、27)

金融証券税制については、個人金融資産を有効に活用し、我が国経済を活性化させるためにも、金融所得間の課税方式の均衡化と損益通算の範囲拡大を柱とする金融所得課税の一体化に向けた取組みを進める必要があります。

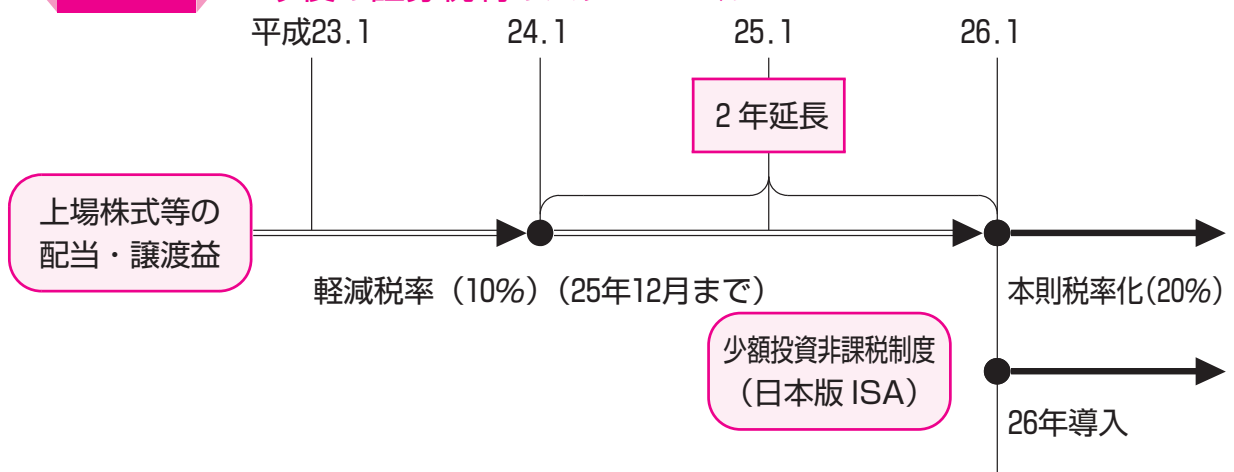
改正前の上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率は、景気回復に万全を期すため、**平成25年12月31日**（改正前：平成23年12月31日）まで2年延長され、平成26年1月から20%本則税率とされました。これに伴い、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる「日本版ISA」）の導入時期については、平成26年1月からとされました。

現在、店頭金融デリバティブ取引に係る所得については総合課税とされていますが、市場金融デリバティブ取引に係る所得と同様に、20%申告分離課税とした上で、両者の通算及び損失額の3年間の繰越控除が可能とされました。

また、現行の総合課税の対象としている大口株主等が支払を受ける上場株式等に係る配当等の要件について、発行済株式等の総数等に占める保有割合が、現行の5%から**3%**に引き下げられました。

#### 参考

#### 今後の証券税制のスケジュール



- (1) 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の適用期限が平成25年12月31日まで2年延長されました。
- (2) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（いわゆる「日本版ISA」）について、次の措置が講じられました。（措法9の8、37の14、税制整備法第21条による改正後の平22改所法等附52、61、64、同法附29、37）

|     |                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------|
| イ   | 施行日が2年延長され、平成26年1月1日からの適用とされます。                           |
| ロ   | 非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものが追加されます。                   |
| (イ) | 非課税口座を開設されている金融商品取引業者等が行う募集により取得した上場株式等                   |
| (ロ) | 非課税口座内上場株式等について無償で割り当てられた上場新株予約権で、その割当ての際に非課税口座に受け入れられるもの |
| (ハ) | 2以上の非課税口座で管理している同一銘柄の非課税口座内上場株式等について行われた株式分割等により取得した上場株式等 |

### 日本版ISAの概要 少額の上場株式等投資のための非課税措置の法制化

ISA=Individual Savings Accounts

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 1. 非課税対象   | : 非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益            |
| 2. 非課税投資額  | : 毎年、新規投資額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可） |
| 3. 非課税投資総額 | : 300万円（100万円×3年間）                 |
| 4. 保有期間    | : 最長10年間                           |
| 5. 途中売却    | : 自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）             |
| 6. 口座開設数   | : 年間1人1口座（毎年異なる金融機関に口座開設可）         |
| 7. 開設者     | : 居住者等                             |
| 8. 年齢制度    | : 20歳以上                            |
| 9. 導入時期    | : 平成26年1月1日（20%本則税率化にあわせて導入）       |

- (3) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、次に掲げる取引に係る雑所得等が加えられました。

|   |                                                                 |
|---|-----------------------------------------------------------------|
| イ | 商品先物取引法に規定する店頭商品デリバティブ取引（同法第2条第14項第1号から第5号までに掲げる取引に限ります。）の差金等決済 |
| ロ | 金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引（同法第2条第22項第1号から第4号までに掲げる取引に限ります。）の差金等決済   |

|   |                                            |
|---|--------------------------------------------|
| ハ | 金融商品取引法に規定する店頭カバードワラントのうち一定のものに係る差金等決済又は譲渡 |
|---|--------------------------------------------|

この改正により、いわゆる FX（外国為替証拠金取引）について、総合課税であった店頭取引 FX は、市場取引 FX と同様に申告分離課税となり、税制が一本化されることになりました。（措法41の14）



この改正は、平成24年1月1日以後に行われる店頭商品デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡について適用されます。（税制整備法附43）

#### 改正前

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
|      | 金融先物（通貨・金利）<br>有価証券関連デリバティブ<br>商品先物 |
| 市場取引 | 申告分離<br>（雑所得）                       |
| 店頭取引 | 総合<br>（雑所得）                         |



#### 改正後 平成24.1～

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
|      | 金融先物（通貨・金利）<br>有価証券関連デリバティブ<br>商品先物 |
| 市場取引 | 申告分離<br>（雑所得）                       |
| 店頭取引 |                                     |

（金融庁「平成23年度税制改正について」より）

- (4) 次の特例の対象とならない大口株主等が支払を受ける配当等の要件について、その配当等の支払を受ける者が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合を100分の3以上（改正前：100分の5以上）に引き下げられました。（措法8の4、9の3、9の8）

|   |                           |
|---|---------------------------|
| ① | 上場株式等に係る配当所得の課税の特例        |
| ② | 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例    |
| ③ | 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税 |



①及び②の特例については、平成23年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用し、③の特例については、平成26年1月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用されます。（税制整備法附26、27、29）

- (5) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものが追加さ

れました。

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ | <p>生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴いその社員に割り当てられた上場株式等（その割当ての際に、社債、株式等の振替に関する法律に規定する特別口座で管理されることとなったものに限り。）で、その特別口座から特定口座への受入れの際に、その特定口座を開設されている金融商品取引業者等の営業所の長を通じてその者の住所地の所轄税務署長に対し特定口座及びその特別口座以外の口座において当該受入れに係る上場株式等と同一銘柄の株式を保有していない旨の申出書を提出して受け入れられるもの（措令25の10の2）</p> <p>（注）上記イの上場株式等の特定口座への受入れは、一定の手続等の下に行うこととされます。（平成23年6月30日以後受入れ株式から適用）</p> |
| ロ | 株式無償割当により取得する上場株式等で、その割当ての際に特定口座に受け入れられるもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ハ | 新株予約権無償割当により取得する上場新株予約権で、その割当ての際に特定口座に受け入れられるもの                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ニ | 特定口座内保管上場株式等である新株予約権の行使により取得する上場株式等で、その行使による取得の際に特定口座に受け入れられるもの                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ホ | 新株予約権等（有利発行のものに限るものとし、ストックオプション税制の適用があるものを除きます。）の行使により取得した上場株式等で、その行使による取得の際に特定口座に受け入れられるもの                                                                                                                                                                                                                                                |
| ヘ | 特定口座以外の口座で管理されていた被相続人、贈与者又は遺贈者（以下「被相続人等」といいます。）の上場株式等で、その口座が開設されていた金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等の営業所に当該被相続人等に係る相続人、受贈者又は受遺者が開設している特定口座に移管がされるもの                                                                                                                                                                                                    |

## 参考

### ◆特定口座の利便性向上に向けた所要の措置

#### 【改正後の概要】

- 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものを追加する。
- ・「相互会社の株式会社化」に伴い発生した上場株式（特別口座で管理されているものに限り）
  - ・「株式無償割当」により取得した上場株式（基準となる上場株式を一般口座に預けている場合）
  - ・「新株予約権無償割当」により取得した上場新株予約権
  - ・「特定口座内保管上場株式等である新株予約権」の行使により取得する上場株式
  - ・「非適格ストックオプション」の権利行使により取得した上場株式
  - ・「被相続人等の持株会等口座」から相続等により取得した上場株式等

- 「特定口座」は、個人投資家の納税事務の負担を軽減する観点から設けられた制度  
—平成22年6月末に時点で、約2,300万口座が開設



○特定口座に受け入れることができる上場株式等は、税法に限定列挙  
 （金融庁「平成23年度税制改正について」より）

- (6) 金融機関が支払を受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用の特例等について、資産の流動化に関する法律の改正が行われた場合には、対象となる利子等の範囲に、振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権（重要事項以外に係る議決権を有しないものに限られます。）につき支払を受ける収益の分配が追加されます。
- (7) 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例の対象とされる短期公社債の範囲について、新たに財政法第4条の規定により発行される国債及び特例国債を対象とすることに伴い、対象となる国債を限定列挙する方式を改め、発行日から償還期限までの期間が1年以下であるすべての国債が対象とされました。（平成23年6月30日以後に発行される特定短期公社債について適用）
- (8) 相続等に係る保険年金に対する源泉徴収及び支払調書制度について、次の措置が講じられました。

|   |                                                                                      |                                                                                                                                                               |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ | 相続又は贈与等に係る保険年金（一定の基準に該当するものに限ります。以下「相続等保険年金」といいます。）に対する源泉徴収については、平成25年1月1日から廃止されました。 |                                                                                                                                                               |
| ロ | 上記イの措置に併せて、次の措置が講じられました。                                                             |                                                                                                                                                               |
|   | (イ)                                                                                  | 相続等保険年金に対する支払調書制度については、平成25年1月1日以後の支払分について、提出省略基準を撤廃するとともに相続等に関する内容が記載事項に追加されました。また、最初の支払日が平成23年1月1日以後である相続等保険年金の初年分の支払調書については、相続等保険年金であることを明らかにする措置が講じられました。 |
|   | (ロ)                                                                                  | 国内に恒久的施設を有しない非居住者が支払を受ける相続等保険年金については、申告の対象とされました。                                                                                                             |

## 2 ストックオプション税制の見直し

アジア拠点化を推進するための制度の創設に伴い、特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）について、次の措置が講じられました。（措法29の3）

|   |                                                                                                                                       |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ | 本特例の対象となる新株予約権等の範囲に、特定外国親法人が外国の法令の規定に基づく決議により発行する新株予約権で、主務大臣の研究開発事業計画又は国際的統括事業計画の認定を受けた特定外国法人等設立会社の取締役、執行役又は使用人である個人に付与されるものが追加されました。 |
| ロ | 上記イの特定外国法人等設立会社は、特例の適用を受けて取得した株式が譲渡されるまでは、新株予約権の付与に関する調書及びその新株予約権の行使により取得をした株式の異動状況に関する調書を、毎年1月31日までに提出しなければならないこととされました。             |
| ハ | 上記イの特定外国法人等設立会社が解散をし、清算が終了した場合等には、その時において、本特例の適用を受けて取得した株式の譲渡があったものとみなして、所得税が課されることとされました。                                            |



この改正は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日から平成26年3月31日までの間に認定を受けた法人の取締役等に対し、その認定の日から起算して3年を経過する日までに付与された新株予約権について適用されます。(税制整備法附1十、34)

## 3

## 「日本版ブランド・ギビング信託」に係る利子所得の非課税の創設

次のとおり特定寄附信託（いわゆる「日本版ブランド・ギビング信託」）に係る利子所得の非課税制度が創設されました。(措法4の5)

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |                                  |     |                                                                                                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ   | 特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる利子所得（利子所得の基となる公社債等が当該信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額に限ります。）については、所得税が課されないこととされました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |                                  |     |                                                                                                                                           |
| ロ   | <p>特定寄附信託契約とは、居住者等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営む金融機関又は信託業法の免許を受けた信託会社と締結した当該居住者等を受益者とする信託に関する契約であって、特定寄附金の対象となる公益社団法人、公益財団法人又は認定NPO法人等（以下「公益法人等」といいます。）への寄附を行うことを主たる目的とするもののうち、次に掲げる要件を備えたものをいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td>(イ)</td><td>信託財産からの寄附は、公益法人等に対してのみ行うものであること。</td></tr> <tr> <td>(ロ)</td><td>信託契約期間中の各年に信託財産から寄附される金額は、当初信託元本額（下記（ハ）により委託者に交付される金額の合計額を除きます。）を信託契約期間の年数で除した金額と当該寄附をする日までの間に生じた利子の合計額（前年までに既に寄附された利子の金額を除きます。）とされていること。</td></tr> </table> | (イ) | 信託財産からの寄附は、公益法人等に対してのみ行うものであること。 | (ロ) | 信託契約期間中の各年に信託財産から寄附される金額は、当初信託元本額（下記（ハ）により委託者に交付される金額の合計額を除きます。）を信託契約期間の年数で除した金額と当該寄附をする日までの間に生じた利子の合計額（前年までに既に寄附された利子の金額を除きます。）とされていること。 |
| (イ) | 信託財産からの寄附は、公益法人等に対してのみ行うものであること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |                                  |     |                                                                                                                                           |
| (ロ) | 信託契約期間中の各年に信託財産から寄附される金額は、当初信託元本額（下記（ハ）により委託者に交付される金額の合計額を除きます。）を信託契約期間の年数で除した金額と当該寄附をする日までの間に生じた利子の合計額（前年までに既に寄附された利子の金額を除きます。）とされていること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |                                  |     |                                                                                                                                           |

|   |                                                                                                                                                                      |                                                                                                           |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | (ハ)                                                                                                                                                                  | 信託契約期間中に信託財産から委託者に金銭の交付をする場合には、その交付される金銭の額は当初信託元本額の30%を限度とし、かつ、信託契約期間にわたって各年均等に交付されるものであること。              |
|   | (二)                                                                                                                                                                  | 信託の受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること。                                                                  |
|   | (ホ)                                                                                                                                                                  | 信託の信託財産の運用は、次に掲げる方法に限られるものであること。<br>(a) 預貯金<br>(b) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益権の取得<br>(c) 合同運用信託の信託 |
|   | (ヘ)                                                                                                                                                                  | 信託財産を寄附する日の前日までに、信託の受託者がその寄附を受ける法人等との間で寄附に関する契約（寄附金を支出する日等の定めがあるものに限ります。）を締結していること。                       |
|   | (ト)                                                                                                                                                                  | 信託は、合意による終了ができないものであること。                                                                                  |
|   | (チ)                                                                                                                                                                  | 信託の受益権は、譲渡又は担保提供ができないこと。                                                                                  |
|   | (リ)                                                                                                                                                                  | 委託者が死亡した場合には、信託は終了し、その信託財産のすべてを公益法人等に寄附することとされていること。                                                      |
|   | (ヌ)                                                                                                                                                                  | 信託の計算期間は1月1日から12月31日までとされていること。                                                                           |
|   |                                                                                                                                                                      |                                                                                                           |
| ハ | 特定寄附信託の委託者は、当該特定寄附信託に係る信託契約の締結の後最初に上記イの非課税の適用がある利子の支払を受ける日の前日までに、その者の氏名等を記載した非課税申告書に当該特定寄附信託に係る信託契約書を添付して、これを受託者を經由し、委託者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。                    |                                                                                                           |
| 二 | 特定寄附信託について、上記ロの要件を満たさないこととなる事実が生じた場合には、その事実が生じた日以前に信託財産から生じた利子については、上記イの非課税の適用はなかったものとし、かつ、その事実が生じた日においてその利子が生じたものと、当該受託者がその利子を支払ったものとそれぞれみなして、利子の源泉徴収に関する規定が適用されます。 |                                                                                                           |
| ホ | 特定寄附信託の受託者は、信託の計算書に、当初元本額、寄附金額、寄附先の法人等の名称等を記載して、その信託の計算期間の終了の日の属する年の翌年1月31日までに税務署長に提出しなければなりません。                                                                     |                                                                                                           |
| ヘ | 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき公益法人等に対して寄附した金額のうち、上記イにより非課税となった利子所得に相当する金額に係る部分は、寄附金控除は、適用されません。                                                                          |                                                                                                           |
| ト | その他所要の措置が講じられました。                                                                                                                                                    |                                                                                                           |

## ■ 日本版「ブランド・ギビング」信託の創設【所得税、個人住民税】

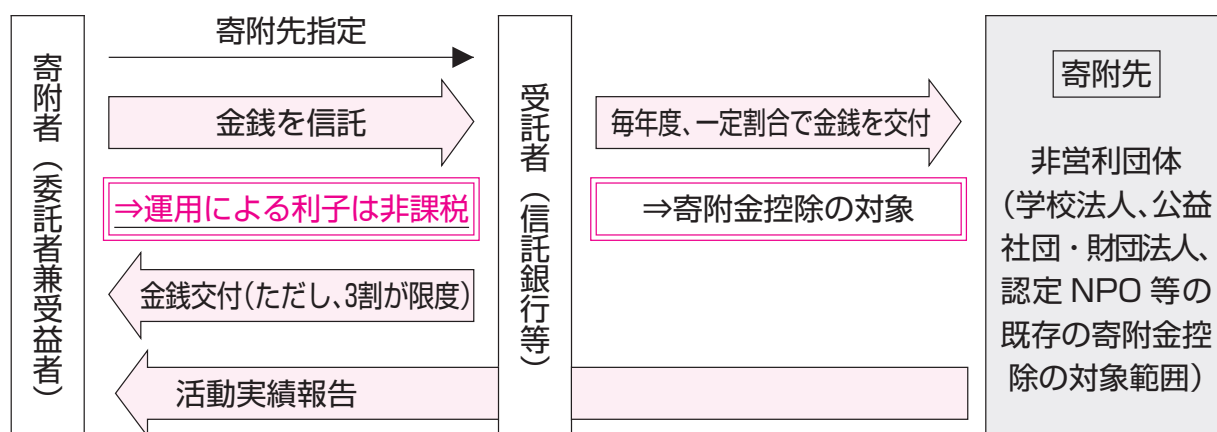
特定寄附信託（いわゆる「日本版ブランド・ギビング信託」）に係る利子所得の非課税制度が創設されました。（措法4の5）

学校法人、公益社団・財団法人等の非営利団体に対しての寄附を目的とする**一定の要件**（※）を満たした信託（特定寄附信託）について、信託財産から生じる利子所得について非課税とされます（非課税とされた利子等に相当する金額部分は、寄附金控除は適用されません）。

（※）**一定の要件**とは

- ・ 信託期間満了まで、信託銀行等は指定された非営利団体及び寄附者に各年均等に金銭を交付する。
- ・ 非営利団体への寄附割合は最低7割とする。
- ・ 信託期間満了前に寄附者が死亡した場合には、信託は終了し、信託財産の全額を非営利団体に寄附をする。

### 【スキーム図】



（文部科学省「平成23年度文部科学省税制改正の概要」より）



この改正は、平成23年6月30日以後に締結する特定寄附信託契約に基づき設定された信託（「ブランド・ギビング信託」）の信託財産につき生ずる利子等について適用されます。（税制整備法附24）



# 土地住宅税制

## 改正のポイント

1

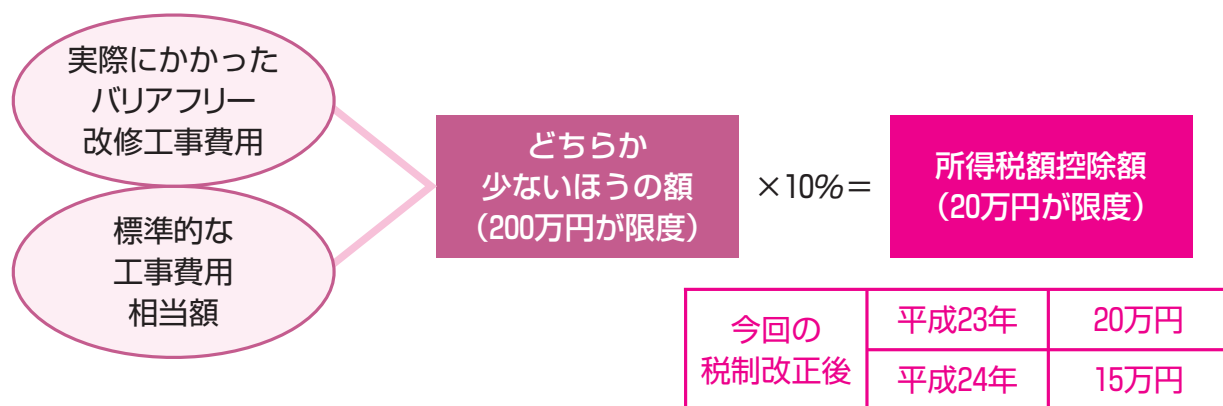
### 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の 所得税額の特別控除等の見直し

#### 【1】既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 等の見直し（措法41、41の3の2、41の19の2、41の19の3、税制整備法附40、41、46、47）

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、  
次の①～③に掲げる見直しが行われました。

|                                   |                                                                                                                          |                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①バリアフリー<br>改修工事<br>(措法41の19の3)    | 税額控除額の上限額（改正前：20万円）について、平成23年は現行どおりの20万円とされ、平成24年は15万円に縮減されます。【次ページの図参照】                                                 | 【適用開始時期】<br>平成23年分以後の所得税について適用されます。<br>【制度の適用期限】<br>平成24年12月31日まで延長されました。                                                                                                   |
| ②省エネ改修<br>工事<br>(措法41の19の3)       | 税額控除額の計算の基礎となる省エネ改修費用の額について、補助金等の交付がある場合は、その補助金等の額を控除した後の金額とされます。                                                        | 【適用開始時期】<br>平成23年6月30日以後に行う改修工事契約締結分について適用されます。<br>【制度の適用期限】<br>平成24年12月31日まで延長されました。                                                                                       |
| ③耐震改修工<br>事<br>(措法41の19の2)        | 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、適用対象となる地域の要件が廃止されます。<br>補助金等の交付がある場合には、上記②と同様の見直しが行われます。                                    | 【適用開始時期】<br>平成23年6月30日以後に行う改修工事契約締結分について適用されます。<br>【制度の適用期限】<br>この制度の適用期限は、平成21年度税制改正により、平成25年12月31日まで延長されています。                                                             |
| ④住宅ローン<br>控除<br>(措法41、<br>41の3の2) | 次の2つの特別控除の控除額に係る特例について、上記②と同様の見直しが行われます。<br>●住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措法41）<br>●特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措法41の3の2） | 【適用開始時期】<br>平成23年6月30日以後に行う改修工事契約締結分について適用されます。<br>【緩和措置の延長】<br>省エネ要件の緩和措置の適用期限が平成24年12月31日まで延長されました。<br>【制度の適用期限】<br>特別控除制度の適用期限は、いずれも平成21年度税制改正により、平成25年12月31日まで延長されています。 |





## 【2】住宅ローン控除及び特定の増改築等に係る住宅ローンの控除額に係る特例の緩和延長

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、上記④の見直しが行われた上、省エネ要件の緩和措置の適用期限が2年延長されました。

### 2 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次のとおり見直しが行われた上、その適用期限が法人は平成26年3月31日（個人は平成26年12月31日）まで延長されました。（措法37～37の5、65の7～65の9）

- ① 既成市街地等の内から外への買換えについて、買換資産の対象区域を3大都市圏の近郊整備地帯等及び政令指定都市の市街化区域に限定されるとともに、対象となる譲渡資産から店舗が除外されました。（一号）
- ② 都市開発区域等及び誘致区域の外から内への買換えについて、対象区域から半島振興対策実施地域及び離島振興対策実施地域を除外するほか、買換資産の都市開発区域内における対象区域を市街化区域等に限定されるとともに、既成市街地等内からの譲渡資産が事務所用等の建物等に限定されました。（五号（旧九号））
- ③ 船舶から船舶への買換えについて、環境への負荷の低減に係る要件が見直されるほか、買い換えた船舶の船齢が譲渡した船舶の船齢を下回っていることを要件に追加されました。（十号（旧十九号））

④ 次の買換えが適用対象から除外されました。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (イ) | 大気汚染規制区域の内から外へのばい煙発生施設の買換え（旧二号）                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (ロ) | 騒音規制地域の内から外への騒音発生施設の買換え（旧三号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (ハ) | 水質汚濁規制水域の特定施設等及び公共用水域の湖沼特定施設等の買換え（旧四号）                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (ニ) | 市街化区域又は既成市街地等の内から外への林業用地等の買換え（二号（旧五号））                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (ホ) | 誘致区域の外から内への買換えのうち、流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務地区に係る措置、中小企業高度化事業により整備される区域に係る措置、港湾法の臨港地区等に係る措置、卸売市場法の都道府県卸売市場整備計画において近代的な地方卸売市場を開設すべき地区として定められた区域に係る措置、農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域に係る措置、沖縄県の区域のうち農業振興地域における農用地等の区域に係る措置、国又は都道府県が行う土地改良法の土地改良事業により造成された埋立地又は干拓地の区域に係る措置及び中心市街地の活性化に関する法律の認定中心市街地の区域に係る措置（四号（旧七号）） |
| (ヘ) | 農村地域工業等導入促進法の農村地域及び誘致区域の外から同法の実施計画において定められた工業等導入地区内への買換え（旧八号）                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (ト) | 既成市街地等内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する買換えのうち都市再開発法の認定再開発事業計画に係る措置（六号（旧十号））                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (チ) | 市街化区域又は既成市街地等の地域内の建物の高層化に伴う買換え（旧十一号）                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (リ) | 特定民間再開発事業の施行による中高層耐火建築物への買換え（旧十二号）                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (ヌ) | 人口集中地区の区域内の木造貸家住宅から中高層貸家住宅への買換え（旧十三号）                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (ル) | 防災再開発促進地区内における認定建替計画による買換え（旧十六号）                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (ヲ) | 内航船舶から他の減価償却資産への買換え（旧十八号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |



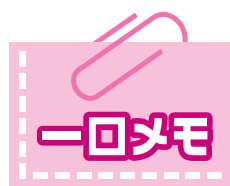
イ 上記①又は③の改正は、平成23年6月30日以後に取得をする①又は③に掲げる資産について適用し、同日前に取得をした改正前の①又は③については、なお従前の例によります。（税制整備法附35③、56③）

ロ 平成23年6月30日以前に行った改正前の④の資産の譲渡については、なお従前の例によります。（税制整備法附35④、56④）

ハ 改正後の②及び④の（二）、（ホ）、（ト）の改正は、平成23年6月30日以後に行う資産の譲渡について適用し、同日前に行った改正前の資産の譲渡については、なお従前の例によります。（税制整備法附35⑤、56⑤）

上表のうち（リ）（旧第十二号）の買換えは、法人にのみ適用された買換え特例です。個人については、その買換え特例はありませんでしたので、上記及び上表中の号数は以下のとおり読み替えてください。

「旧十三号」⇒「旧第十二号」、「旧十六号⇒旧十五号」、「旧十八号⇒旧第十七号」、「旧十九号⇒旧十八号」



## 高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に伴う見直し

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部改正に伴い、高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度の見直しが行われました。（措法14、47、平23法律32号）

### 【1】不動産取得税の見直し

|   |      |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 住宅部分 | 同法の改正の施行の日から平成25年3月31日までの間に取得された一定の要件を満たす新築のサービス付き高齢者向け住宅について、その取得の日前に登録を受けたことを証する書類を添付して都道府県に申告がされた場合には、新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（価格から1,200万円控除）について、床面積要件の下限を30m <sup>2</sup> （本則40m <sup>2</sup> ）に緩和する特例措置が講じられました（地法附11）。                                         |
| ② | 土地部分 | 同法の改正の施行の日から平成25年3月31日までの間に取得した土地の上に、一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅が新築された場合において、当該住宅の取得の日前に登録を受けたことを証する書類を添付して都道府県に申告がされたときには、新築住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200m <sup>2</sup> を限度）相当額の減額）について、床面積要件の下限を30m <sup>2</sup> （本則40m <sup>2</sup> ）に緩和する特例措置が講じられました（地法附11の4）。 |

### 【2】高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度の見直し（措法14、47）

高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度について、所要の法律改正を前提に、対象となる住宅を賃貸の用に供する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅とするとともに、割増償却の対象部分を各独立部分に限定し、戸数、床面積、補助金受給等に関する要件を見直すほか、割増償却率を28%（耐用年数が35年以上であるものについては、40%）とした上、その適用期限が平成25年3月31日まで延長されました（所得税についても同様とされました）。

### 【3】高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置（地法附15の8）

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置（減額割合3分の2）についてその対象を同法改正により新たに創設されるサービス付き高齢者向け住宅とされ、その面積要件の下限が30m<sup>2</sup>とされた上、その適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。

## 4

## 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の負担軽減措置の延長

家や土地を購入したり、建物を新築するときには、不動産譲渡契約書や工事請負契約書を作成し、取引相手と契約します。その際、それぞれの契約書には印紙を貼る必要がありますが、「不動産譲渡契約書」及び「工事請負契約書」に係る印紙税について次表のように特例税率が定められています。ことしの税制改正で、この特例措置がさらに延長され、平成25年3月31日まで適用されました。(措法91)

### 延長後の不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税

| 不動産譲渡契約書      |      | 平成25年3月31日<br>まで（特例税率） | 工事請負契約書 |               |
|---------------|------|------------------------|---------|---------------|
| 記載された契約金額     | 本則税率 |                        | 本則税率    | 記載された契約金額     |
| 1万円未満         | 非課税  | 本則通り                   | 非課税     | 1万円未満         |
| 10万円以下        | 200円 |                        | 200円    | 100万円以下       |
| 10万円超50万円以下   | 400円 |                        | 400円    | 100万円超200万円以下 |
| 50万円超100万円以下  | 1千円  |                        | 1千円     | 200万円超300万円以下 |
| 100万円超500万円以下 | 2千円  |                        | 2千円     | 300万円超500万円以下 |
| 500万円超1千万円以下  | 1万円  |                        | 1万円     | 500万円超1千万円以下  |
| 1千万円超5千万円以下   | 2万円  | 1万5千円                  | 2万円     | 1千万円超5千万円以下   |
| 5千万円超1億円以下    | 6万円  | 4万5千円                  | 6万円     | 5千万円超1億円以下    |
| 1億円超5億円以下     | 10万円 | 8万円                    | 10万円    | 1億円超5億円以下     |
| 5億円超10億円以下    | 20万円 | 18万円                   | 20万円    | 5億円超10億円以下    |
| 10億円超50億円以下   | 40万円 | 36万円                   | 40万円    | 10億円超50億円以下   |
| 50億円超         | 60万円 | 54万円                   | 60万円    | 50億円超         |

## 5

## 住宅用家屋の所有権の移転登記等の登録免許税の税率の軽減措置の延長——平成25年3月31日まで延長

住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。(措法72の2、73、75)

| 種 類      | 本則税率 | 軽減税率  |
|----------|------|-------|
| 所有権保存登記  | 0.4% | 0.15% |
| 所有権移転登記  | 2%   | 0.3%  |
| 抵当権の設定登記 | 0.4% | 0.1%  |

## 6 その他の土地住宅税制関連の改正

### 【1】収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、次の見直しが行われました（法人税についても同様とされました。）。

- ① 土地等が農地法の規定により買収され、その対価を取得した場合の措置が廃止されました。（旧措法33①四、64①四）
- ② 収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、社会福祉法人等の設置に係る障害者通所サービス等の事業の用に供される施設が加えられました。
- ② 収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、社会福祉法人等の設置に係る障害者通所サービス等の事業の用に供される施設が加えられました。



①の改正は、平成23年6月30日以前に行った土地等の譲渡については、なお従前の例によります。（税制整備法附35①）

### 【2】認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例について、次の見直しが行われた上、その適用期限が平成25年3月31日まで延長されました（法人税についても同様とされました。）。

（措法37の9の2、65の13）

- ① 適用対象となる事業用地の区域を都市再生緊急整備地域とされました。



- ② 課税の繰延べ割合が土地等の交換等に係る譲渡益の80%（改正前：100%）に引き下げられました。



これらの改正は、平成23年6月30日以後に行う土地等の交換等について適用されます。（税制整備法附35⑦）

### 【3】特定目的会社（SPC）が、資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置

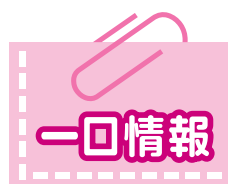
特定目的会社（SPC）が、資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、価格から控除する額が、当該不動産の価格の5分の3（改正前：3分の2）に相当する額とされた上、その適用期限が税制整備地法の施行の日の翌日（平成23年7月1日）から平成25年3月31日までの間とされました。（地法附11③）

### 【4】山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限

山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限が平成24年（改正前：平成23年）まで1年延長されました。（措法30の2）

- (1) 電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除について、税額控除額（改正前5,000円）が平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円に引き下げられた上、その適用期限が平成24年分まで延長されました。（措法41の19の5）

|   |        |        |
|---|--------|--------|
| ① | 平成23年分 | 4,000円 |
| ② | 平成24年分 | 3,000円 |



- (2) 電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除制度について、特別控除の限度額（改正前5,000円）が次のとおり引き下げられた上、その適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。（措法84の5）

|   |              |        |
|---|--------------|--------|
| ① | 平成24年3月31日まで | 4,000円 |
| ② | 平成25年3月31日まで | 3,000円 |

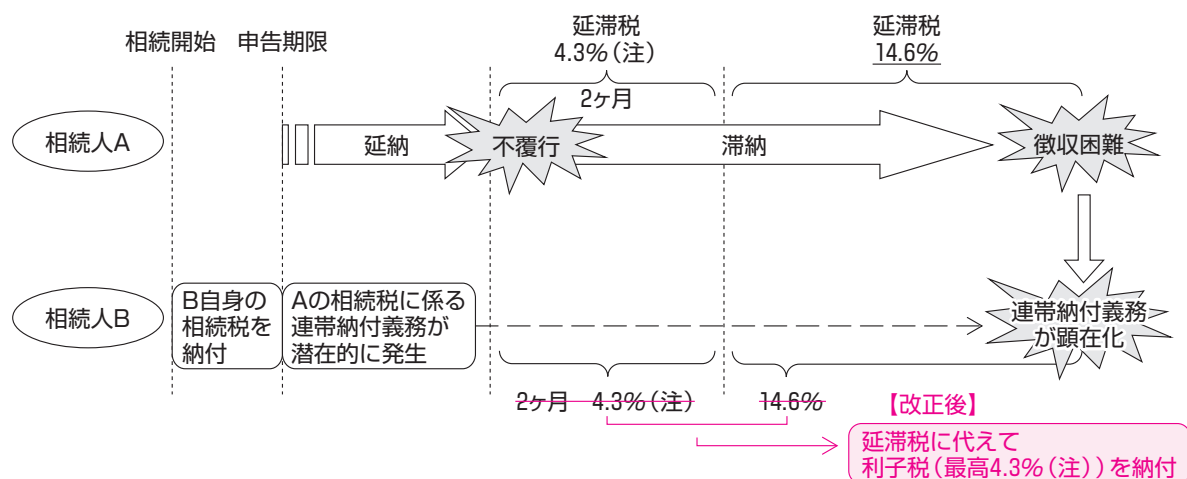
# 相続・贈与税制 改正のポイント

## 1 連帯納付義務の履行に係る延滞税の特例の見直し（相法51の2）

相続税の連帯納付義務者が連帯納付義務を履行する場合に負担する延滞税については、一定の要件の下、利子税に代える等の措置が講じられました。

### 連帯納付義務の履行に係る延滞税の特例

連帯納付義務者が連帯納付義務を履行する場合に本税に併せて納付する延滞税については、一定の要件の下、これに代えて利子税を納付する。



(注) 1. 日銀の基準割引率0.3%の場合の割合。

2. 連帯納付義務者に帰責事由がある場合には、上記の措置の適用はない。

(税制調査会資料より)



この改正は、平成23年4月1日以後の期間に対応する延滞税について適用されます。(税制整備法附19)

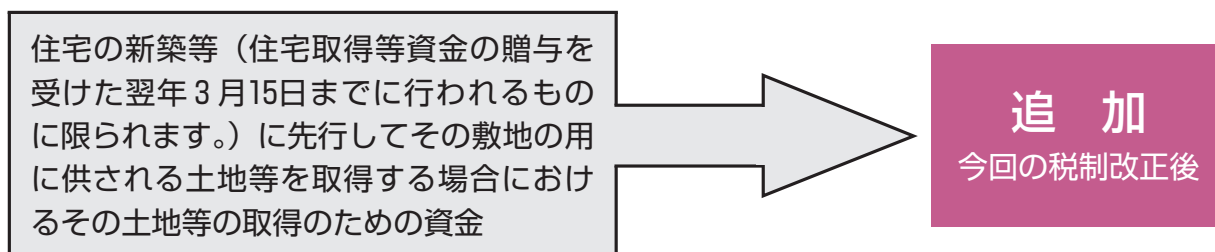
## 2

## 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例の 適用対象住宅取得等資金の範囲の拡充（措法70の2、70の3）

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等について、適用対象となる住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築等（住宅取得等資金の贈与を受けた翌年3月15日までに終わるものに限られます。）に先行

してその敷地の用に供される土地等を取得する場合におけるその土地等の取得のための資金が追加されました。

なお、特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例措置についても同様の改正が行われました。



### 3 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、同制度の運用状況等を踏まえ、次のとおり所要の見直しが行われました。（措地70の7、70の7の2、70の7の4他）

イ 風俗営業会社等に該当してはならないこととされる特別関係会社の範囲は、特別関係会社のうち次に掲げる者によりその株式等の過半数を直接又は間接に保有される会社（「特定特別関係会社」）とされました。

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| (イ) | 認定会社                    |
| (ロ) | 認定会社の代表権を有する者           |
| (ハ) | 認定会社の代表権を有する者と生計を一にする親族 |
| (ニ) | 認定会社の代表権を有する者と特別の関係がある者 |

ロ 資産保有型会社・資産運用型会社の判定の基礎となる特定資産の範囲に、一定の外国会社に対する貸付金等が追加されました。



2の改正は、平成23年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。（税制整備法附78①）

3の改正は、平成23年6月30日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する非上場株式等に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に取得した非上場株式等に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例によります。（税制整備法附78②）

## 4 「保険年金」に係る最高裁判決を受けた対応

### イ 相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に対する特別還付金の支給

遺族が年金として受給する生命保険金のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないとする最高裁判所の判決（平成22年7月6日）を受けて、納めすぎとなっている所得税について改正前の税法の下で還付することができない年分におけるその所得税相当額の特別な還付を行うために特別還付金を支給する措置が講じられました。（措法97の2）

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別還付金の支給    | 税務署長は、相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金（以下「保険年金」といいます。）の受取人である者又はその相続人に対し、平成12年分以後の各年分の保険年金に係る所得（以下「保険年金所得」といいます。）のうち所得税が課されない部分の金額に対応する所得税に相当する給付金（以下「特別還付金」といいます。）を支給します。ただし、当該年分の所得税について、国税通則法の規定による更正を行うことができる場合又は期限後申告書を提出することができる場合は除かれました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 支給の手続き      | 特別還付金の支給を受けようとする者は、平成23年6月30日から1年間、特別還付金の額等を記載した特別還付金請求書に特別還付金額の計算明細書等を添付して税務署長に提出することができることとされました。税務署長は、必要な事項を調査し、支給額（特別還付金請求書に記載された金額を限度とします。）を決定し、その提出者に対し通知します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 特別還付金と加算金の額 | <p>特別還付金の額は、その年分に応じて次に掲げる金額とします。特別還付金の額には、次の区分に応じて還付加算金に相当する加算金が加算されます。</p> <p>(a) 平成15年分以後の各年分</p> <p>[a] その年分の所得税につき申告書を提出している者<br/>その申告書に係る所得税額から保険年金所得に対する取扱い変更後の所得税額を控除した金額<br/>(注)「取扱い変更」とは、最高裁判決を受けて、現行税法に基づき納めすぎとなっている所得税を還付するために、本年10月にされた保険年金所得を所得税の課税部分と非課税部分に振り分けるための所得計算の見直し（所得税法施行令の改正）による課税の取扱いの変更をいいます。</p> <p>[b] その年分の所得税につき申告書を提出していない者<br/>次に掲げる金額のうちいずれか多い金額（取扱い変更後において還付すべき税額がある場合に限ります。）</p> <p>(i) 保険年金所得に対する取扱い変更前の所得税額から当該変更後の所得税額を控除した金額</p> <p>(ii) 保険年金所得の所得減少額の10%相当額<br/>(注)「所得減少額」とは、その年分の保険年金所得に対する取扱い変更前の所得金額から当該変更後の所得金額を控除した金</p> |

## VII

### 相続・贈与税制改正のポイント

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>額をいいます。</p> <p>(b) 平成12年分から平成14年分の各年分</p> <p>[a] 保険年金の最終支払年が平成15年以後である者<br/>その年分の保険年金所得の所得減少額に平成15年分のみなし特別還付金割合を乗じて計算した金額</p> <p>(注)「みなし特別還付金割合」とは、その年分の保険年金の所得減少額のうちのみなし特別還付金基準額（その年分の保険年金に係る上記 [a] の (i) 又は (ii) に掲げる金額のいずれか多い金額をいいます。以下同じです。）の占める割合をいいます。</p> <p>[b] 保険年金の最終支払年が平成12年から平成14年である者</p> <p>(i) 最終支払年分最終支払年分の保険年金所得を平成15年分の保険年金所得とみなして計算したみなし特別還付金基準額</p> <p>(ii) 最終支払年分以外の年分その年分の保険年金所得の所得減少額に最終支払年分の保険年金所得を平成15年分の保険年金所得とみなして計算したみなし特別還付金割合を乗じて計算した金額</p> |
| 非課税措置     | 特別還付金（加算金を含みます。）については、所得税及び個人住民税を課さないこととされました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 特別還付金額の変更 | 税務署長は、その決定した特別還付金の額が過大又は過少であることを知った場合には、当該特別還付金額の変更の決定をすることができることとされました。特別還付金の減額の決定があったときは、その決定を受けた者は、その減額分の特別還付金（対応する加算金を含みます。）を、1か月以内に納付しなければならないこととされました。なお、期限までに完納しない場合には、延滞税に相当する延滞金が課されます。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| その他       | <p>(a) 税務署長の決定は、平成23年6月30日から2年を経過した後は行うことができないものとし、特別還付金の支給を受ける権利及び特別還付金を徴収する権利は、2年間行使しないことによって、時効により消滅することとされました。</p> <p>(b) 特別還付金請求書の提出、税務署長の決定及び通知、特別還付金の支払又は納付その他の特別還付金に関する事項については、国税通則法及び国税徴収法の規定が準用されました。</p> <p>(c) 特別還付金の支給に関し、国税職員の質問検査権及び義務違反に対する罰則の整備が行われました。</p> <p>(d) その他所要の措置が講じられました。</p>                                                                                                                                                                     |

## □ 相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例

上記イの措置と併せて、改正前の税法に基づいて所得税の還付を受けるため、その年分の所得税の申告をしている保険年金の受取人である者は、その年分の所得のうち保険年金所得が含まれていることにより当該申告に係る課税標準等又は税額等が過大であるときは、平成23年6月30日から1年間、税務署長に対し、更正の請求を行うことができる特例措置が講じられました。





# 所得税制 改正のポイント

VIII

所得税制改正のポイント

## 1 年金所得者の申告手続きの簡素化(所法121、203の3、203の5)

- ① 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年金以外の他の所得の金額が20万円以下の者について、確定申告不要制度が創設されました。

適用  
期日

この改正は、平成23年分以後の所得税について適用されます。

- ② 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算について、控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦（寡夫）控除が加わりました。

【現行の公的年金等に係る源泉徴収税額の計算方法】(扶養控除等申告書を提出した場合)  
(年金支給額－社会保険料－基礎控除額＋一定の人的控除額※)×5%＝源泉徴収税額  
※一定の人的控除額の対象者；控除対象配偶者・扶養親族・障害者

適用  
期日

この改正は、平成25年1月1日以後に支払われる公的年金等について適用されます。(税制整備法附6)

## 2 所得税の確定申告書の提出期間(所法120)

所得税の確定申告書の提出期間（その年の翌年2月16日から3月15日まで）について、申告義務のある者の還付申告書は、その年の翌年1月1日から提出できるとされました。

適用  
期日

この改正は、平成23年分以後の所得税について適用されます。(税制整備法附2)

一回メモ

非課税とされる通勤手当の範囲について、交通用具使用者が交通機関を利用するとした場合に負担することとなる運賃相当額まで非課税限度額を上乗せする特例を廃止することとされました。(所令20の2)

(注) この改正は、平成24年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。(税制整備法附3)

### 3 源泉所得税の納税地（所法17）

源泉所得税の納税地について、給与等の支払事務所等の移転があった場合には、その移転前に支払った給与等に係る源泉所得税の納税地は、移転後の給与等の支払事務所等の所在地とされました。（平成24年1月1日納付分から適用）

### 4 「金地金等」の譲渡の対価に係る支払調書の提出義務（所法224の6、225）

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して、金地金及び白金地金（金貨及び白金貨を含みます。以下「金地金等」といいます。）の譲渡の対価の支払をする者（金地金等の売買を業として行う者に限ります。）は、その支払金額等を記載した支払調書を、その支払の確定した日の属する月の翌月末日までに、その支払をする者の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。

（注） 同一人に対するその金地金等の譲渡の対価の支払金額が200万円以下である場合には、その金地金等の譲渡の対価に係る支払調書の提出は要しません。



この改正は、平成24年1月1日以後に支払うべき金地金等の譲渡の対価について適用されます。（税制整備法附8②）





# 市民公益税制

## 改正のポイント

「新しい公共」によって支え合う社会の実現に向けて、特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」といいます。）をはじめとする、市民が参画する様々な「新しい公共」の担い手を支える環境が税制面から支援されました。

認定 NPO 法人への寄附について、草の根の寄附を促進するため、所得税において新たに税額控除が導入され、所得控除との選択制とされるほか、地域において活動する NPO 法人等の支援（個人住民税）地域において活動する NPO 法人を支援するため、控除対象寄附金の拡大が行われました。また、「ふるさと寄附金」を活用して NPO 法人等への支援を促進するため、控除対象寄附金の取扱いを明らかにすることを通じて寄附しやすい環境が整備されました。

### 1 所得税の税額控除制度の導入

認定特定非営利活動法人（以下「認定 NPO 法人」といいます。）及び公益社団法人等への寄附について、次のとおり、税額控除制度が導入されました。

#### 【1】認定 NPO 法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除

個人が、各年において支出した認定 NPO 法人に対する寄附金（総所得金額等の40%相当額を限度）で、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）がその者のその年分の所得税額から控除できるとされました。（措法41の18の2）

|             |          |                                                                                       |
|-------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| いずれか<br>を選択 | 所得<br>控除 | [(1)と(2)とのいずれか少ない金額]－2,000円<br>(1) 特定寄附金の額<br>(2) 総所得金額等×40%                          |
|             | 税額<br>控除 | [控除対象寄附金額(注1)－2,000円]×40%＝税額控除限度額(注2)<br>(注1) 総所得金額等の40%相当額が限度<br>(注2) 所得税額の25%相当額が限度 |

※ 「総所得金額等」とは、純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長（短）期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

## 【判定上の注意】

- ① 税額控除限度額（所得税額の25%相当額）は、公益社団法人等寄附金税額控除と合わせて判定されます（政党等寄附金税額控除の税額控除限度額は別枠で判定されます。）。
- ② 控除対象寄附金額（総所得金額等の40%相当額）及び控除適用下限額（2,000円）は、現行の寄附金控除（所得控除）並びに政党等寄附金税額控除及び公益社団法人等寄附金税額控除の寄附金と合わせて判定されます。



この改正は、平成23年分以後の所得税について適用されます。

## 【2】税額控除対象法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除

個人が、各年において支出した公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人（現行の寄附金控除（所得控除）の対象となっている法人に限ります。）のうち、次に掲げる要件を満たすもの（以下「税額控除対象法人」といいます。）に対する寄附金（総所得金額等の40%相当額を限度）で、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）をその者のその年分の所得税額から控除できるとされました。（措法41の18の3）

## 【適用要件】

|                                     |                                                                                                  |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 認定 NPO 法人の認定要件であるパブリック・サポート・テスト（以下「PST」といいます。）と同様の要件（下記 2 ① の表で示されている新たに導入される絶対数により判定する方式を含みます。） |
| <input type="checkbox"/>            | 認定 NPO 法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件                                                                    |

## 【判定上の注意】

税額控除限度額（所得税額の25%相当額）、控除対象寄附金額（総所得金額等の40%相当額）及び控除適用下限額（2,000円）は、上記①の【判定上の注意】に準じた方法で判定されます。



この改正は、平成23年分以後の所得税について適用されます。

## 2 NPO 法人の要件の見直し

内閣府において、「新しい公共」の枢要な担い手となる NPO 法人の健全な発展のための必要な環境整備を行うことを目的とした新法〈又は NPO 法の改正〉により、新たな認定制度が整備されることが目指されます。それまでの対応として、現行の NPO 法人制度の認定基準の見直し等の措置が講じられました。

### ① 認定要件の見直し（措令39の23）

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 絶対数基準による判定方式の導入（選択制）         | PST 要件について、改正前の判定方式との選択制で、絶対数により判定する方式が導入されました。 <ul style="list-style-type: none"><li>絶対数の具体的水準については、「各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数の実績判定期間内の合計数が年平均100人以上であること」とされました。</li><li>寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として判定し、その役員である寄附者が除かれました。</li><li>寄附者が不明な寄附金は対象外とされました。</li></ul> |
| 条例による個別指定 NPO 法人に係る要件の免除及び軽減 | 都道府県又は市区町村が、その域内に事務所を有する特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」といいます。）のうち、条例において個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に指定したものは、 <ul style="list-style-type: none"><li>PST 要件を満たすものとされました。</li><li>「実績判定期間における共益的活動割合が50%未満であること」の要件について、その対象となる共益的活動から「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとされました。</li></ul>  |
| 寄附金収入割合の特例の廃止等               | PST 要件における総収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合の特例を廃止し、その割合を3分の1以上とする基準を5分の1以上とされました。                                                                                                                                                                                                     |
| 小規模法人の特例の恒久化                 | PST 要件に係る小規模法人の特例（簡易な計算式で判定を行うことができる措置）について、適用期限の定めのない措置とされました。                                                                                                                                                                                                             |
| 実績判定期間の縮減                    | 初回の認定申請における PST 要件等の実績判定期間を2年（現行5年又は経過措置として2年）とされました。                                                                                                                                                                                                                       |

### ② 認定取消しの場合の取戻し課税

認定 NPO 法人の認定が取り消された場合には、その取消しの原因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額（収益事



業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額）の損金算入額の合計額について、その取消しの日を含む事業年度において取戻し課税が行われることとされました。



この改正は、平成23年6月30日以後に開始する事業年度に損金算入するみなし寄附金について適用されます。

### 3 地域において活動するNPO法人等の支援(個人住民税)

#### ① 寄附対象団体の拡大

認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、都道府県又は市区町村が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができることとされました。

#### ② 都道府県又は市区町村によるNP法人等支援

個人が特定のNPO法人等へ助成することを希望した地方団体に対する寄附金については、原則として「ふるさと寄附金」に該当することとされました（所得税も同様の取扱いとされました。）。

#### ③ 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額の引下げ

寄附金税額控除の適用下限額が2,000円（改正前5,000円）に引き下げられました。



この改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用されます。

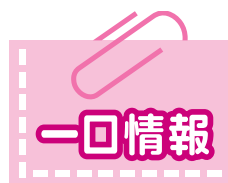
国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引上げ

- ① 国民健康保険税の所得割額の算定方式が旧ただし書方式に一本化されました。



この改正は、平成25年度分の国民健康保険税から適用されます。

- ② 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を51万円（改正前50万円）、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を14万円（改正前13万円）、介護納付金課税額に係る課税限度額を12万円（改正前10万円）に引き上げられました。（地法703の4⑫、地令56の88の2⑫⑮⑳）…平成23政令第44号による改正





# その他税制の 改正のポイント

## 1 租税罰則の見直し

経済社会状況の変化に対応し、税制への信頼の一層の向上を図る観点から、租税に関する罰則（国税関係）について、次の措置が講じられました。

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 大口・悪質な無申告事案に厳正に対応する観点から、故意に「納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れた者」について、5年以下の懲役若しくは500万円以下（脱税額が500万円を超える場合には、情状により脱税額以下）の罰金に処し、又はこれらを併科することとされました（直接税及び消費税の場合）。<br>（注）消費税、航空機燃料税及び電源開発促進税を除く間接税等については、5年以下の懲役若しくは50万円以下（脱税額の3倍が50万円を超える場合には、情状により脱税額の3倍以下）の罰金又はこれらの併科とし、航空機燃料税及び電源開発促進税については3年以下の懲役若しくは50万円以下（脱税額が50万円を超える場合には、情状により脱税額以下）の罰金又はこれらの併科とされました。 |
| ② | 大口・悪質な消費税の不正還付請求事案に厳正に対応する観点から、消費税の不正還付の未遂を処罰する規定が創設されました。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ③ | その他所要の規定の整備が行われました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |



ここで「直接税」とは、所得税、法人税、相続税、贈与税及び地価税をいい、「間接税等」とは、消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、航空機燃料税及び電源開発促進税をいいます。



この改正は、原則として、税制整備法の公布の日（平成23年6月30日）から起算して2月を経過した日以後にした違反行為について適用されます。（税制整備法附1一、92）

また、地方税についても、所要の措置が講じられました。



## 2 事前照会に対する文書回答制度の見直し

事前照会に対する文書回答制度について、次の見直しが行われました。

|   |                                                                                                                                                                                |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ | 国税局の担当職員は、事前照会者からの照会文書が受付窓口に到達した日からおおむね 1 月以内に、それまでの検討状況から見た文書回答の可否の可能性、処理の時期の見通し等について、その事前照会者に対し口頭で説明することとされました。ただし、補足資料の提出等を求めた日からその提出等がなされた日までの期間は、その 1 月の期間に算入しないこととされました。 |
| □ | 事前照会者からの申出に相当の理由があるとして、照会内容及び回答内容等の公表を延期できる期間が、最長 1 年以内（改正前 180 日以内）に延長されました。                                                                                                  |



この改正は、平成 23 年 4 月 1 日以後に行われる事前照会について適用されます。

## 3 還付加算金の計算期間の見直し

還付加算金の計算期間について、次の見直しが行われました。

|   |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ | 更正に基づく法人税の中間納付額及び所得税額等、消費税の中間納付額及び仕入控除税額、所得税の予定納税額及び源泉徴収税額等並びに相続時精算課税における贈与税相当額の還付に係る還付加算金の計算期間については、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後 1 月を経過する日（その更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後 3 月を経過する日とその更正の日の翌日以後 1 月を経過する日とのいずれか早い日）までの日数は、その計算期間に算入しないこととされました。 |
| □ | その他所要の規定の整備が行われました。                                                                                                                                                                                                                                  |



この改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に支払決定又は充当をする国税（その滞納処分費を含みます。）に係る還付金に加算すべき金額について適用されます。ただし、当該加算すべき金額の全部又は一部で同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例によるものとされます。（税制整備法附 4 ①、15①、17①、22④）

## 4 法定調書の光ディスク等による提出義務の創設

支払調書、源泉徴収票、計算書又は報告書（以下「支払調書等」といいます。）を提出する場合において、基準年（その年の前々年をいいます。）に提出すべきであった当該支払調書等の提出枚数が1,000枚以上であるときは、当該支払調書等の提出義務者は、当該支払調書等の提出については、当該支払調書等に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク等を提出する方法又は当該事項を電子情報処理組織（e-Tax）を使用して送付する方法によらなければならないこととされました。

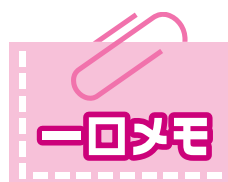


この改正は、平成26年1月1日以後に提出する支払調書等について適用されます。（税制整備法附9、20、49、82）

## 5 官公署等に対する協力要請（照会）規定の整備

官公署等に対する協力要請（照会）規定について、明文の規定がないことを理由とする拒否がされることのないよう、次の措置が講じられました。

|   |                                                                                                                                                                                                               |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ | 国税の犯則調査について、収税官吏は、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項を求めることができることとされました。                                                                                                                                                     |
| □ | 国税に関する調査（酒税法における免許の審査を含みます。）について、税務署等の当該職員は、官公署又は政府関係機関に対し、その調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる旨の統一的な規定を国税通則法に設け、現行の所得税法等の規定を承継（削除）するほか、現行その規定がない酒税等の個別間接税法における調査について、新たに官公署等に対する協力要請ができることとされました。 |
| ハ | その他所要の規定の整備が行われました。                                                                                                                                                                                           |



ここで「個別間接税」とは、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税をいいます。

X

その他税制の改正のポイント

# 附録

## 東日本大震災特例法による 税金救済措置のポイント

東日本大震災（以下「大震災」といいます。）により被災された方については、次のような税制上の措置ができました。

（注）「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます。

### 1 申告・納付等の期限が延長できる

大震災により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。これには、地域指定による延長と個別の申請による延長があります。

|              |                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 地域指定による延長  | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の納税者の方は、平成23年3月11日以降に到来する全ての国税の申告・納付等の期限が延長されています（手続きは必要ありません）。<br>なお、延長後の期限は、青森県及び茨城県については、平成23年7月29日と定められ、その他の県については別途定められることとされており、その期日は、国税庁ホームページ等で知ることができます。<br>（注）平成22年分の所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税などの申告・納付期限が延長されています。 |
| ② 個別の申請による延長 | 上記①以外の地域の納税者の方についても、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することにより、災害がやんだ日（注）から2か月以内の範囲で申告・納付等の期限が延長されます。                                                                                                                                             |

（注）「災害がやんだ日」とは、申告・納付等をするのに差し支えないと認められる程度の状態になった日をいいます。

### 2 住宅や家財に損害を受けた場合には所得税の軽減又は免除が受けられる

大震災により住宅や家財などに損害を受けた方は、①損害金額に基づき計算した金額を所得から控除する方法（所得税法に基づく「雑損控除」といいます。）、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税の軽減又は免除を受けることができます。

なお、大震災により被害を受けた方については、平成22年分又は平成23年分

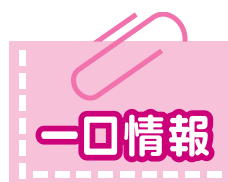


のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

|                         | 所得税法（雑損控除）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 災害減免法                                                                                                                  |         |         |      |                   |         |                     |         |                                                                                                                                                                                                                             |          |         |         |      |                   |         |                     |         |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|------|-------------------|---------|---------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|---------|------|-------------------|---------|---------------------|---------|
| 対象となる資産の範囲等             | 生活に通常必要な資産（棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産 <sup>注</sup> は除かれます。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 住宅や家財<br>ただし、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。                                                                            |         |         |      |                   |         |                     |         |                                                                                                                                                                                                                             |          |         |         |      |                   |         |                     |         |
| 控除額の計算<br>又は<br>所得税の軽減額 | <p>控除額は次の①と②の算式で計算した金額のうち、いずれか多い方です。</p> <div><div>①</div><div><div>損害金額</div><div>－</div><div>保険金等で補てんされる金額</div><div>－</div><div>所得金額の10分の1</div><div>差引損失額</div></div><div>②</div><div><div>上記差引損失額のうち災害関連支出の金額</div><div>－</div><div>5万円</div></div><p>※「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅・家財を除去するための費用等です。</p></div> <div><table><tr><th>その年の所得金額</th><th>所得税の軽減額</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>全額免除</td></tr><tr><td>500万円超<br/>750万円以下</td><td>2分の1の軽減</td></tr><tr><td>750万円超<br/>1,000万円以下</td><td>4分の1の軽減</td></tr></table></div> | その年の所得金額                                                                                                               | 所得税の軽減額 | 500万円以下 | 全額免除 | 500万円超<br>750万円以下 | 2分の1の軽減 | 750万円超<br>1,000万円以下 | 4分の1の軽減 | 所得税の軽減額等は次のとおりです。 <table><tr><th>その年の所得金額</th><th>所得税の軽減額</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>全額免除</td></tr><tr><td>500万円超<br/>750万円以下</td><td>2分の1の軽減</td></tr><tr><td>750万円超<br/>1,000万円以下</td><td>4分の1の軽減</td></tr></table> | その年の所得金額 | 所得税の軽減額 | 500万円以下 | 全額免除 | 500万円超<br>750万円以下 | 2分の1の軽減 | 750万円超<br>1,000万円以下 | 4分の1の軽減 |
| その年の所得金額                | 所得税の軽減額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                        |         |         |      |                   |         |                     |         |                                                                                                                                                                                                                             |          |         |         |      |                   |         |                     |         |
| 500万円以下                 | 全額免除                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                        |         |         |      |                   |         |                     |         |                                                                                                                                                                                                                             |          |         |         |      |                   |         |                     |         |
| 500万円超<br>750万円以下       | 2分の1の軽減                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                        |         |         |      |                   |         |                     |         |                                                                                                                                                                                                                             |          |         |         |      |                   |         |                     |         |
| 750万円超<br>1,000万円以下     | 4分の1の軽減                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                        |         |         |      |                   |         |                     |         |                                                                                                                                                                                                                             |          |         |         |      |                   |         |                     |         |
| その年の所得金額                | 所得税の軽減額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                        |         |         |      |                   |         |                     |         |                                                                                                                                                                                                                             |          |         |         |      |                   |         |                     |         |
| 500万円以下                 | 全額免除                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                        |         |         |      |                   |         |                     |         |                                                                                                                                                                                                                             |          |         |         |      |                   |         |                     |         |
| 500万円超<br>750万円以下       | 2分の1の軽減                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                        |         |         |      |                   |         |                     |         |                                                                                                                                                                                                                             |          |         |         |      |                   |         |                     |         |
| 750万円超<br>1,000万円以下     | 4分の1の軽減                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                        |         |         |      |                   |         |                     |         |                                                                                                                                                                                                                             |          |         |         |      |                   |         |                     |         |
| 参考事項                    | その年の所得金額から控除しきれない控除額は、翌年以後5年間に繰り越して、各年の所得金額から控除できることとされました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。</li><li>・ 減免を受けた年の翌年以降は、減免は受けられません。</li></ul> |         |         |      |                   |         |                     |         |                                                                                                                                                                                                                             |          |         |         |      |                   |         |                     |         |

（注）「生活に通常必要でない資産」とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいい、これらの資産についての災害等による損失は雑損控除の対象とはなりませんが、その年か翌年に総合課税の譲渡所得があれば、その所得から控除できます。

雑損控除の計算において、住宅や家財、車両について個々に損失額を計算することが困難な場合には、「損失額の合理的な計算方法」により計算することができます。



国税庁ホームページに雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」について損失額の計算システムが掲載されていますので、利用できる方はご利用ください。

### 3 源泉所得税の徴収猶予や還付ができる

大震災により住宅や家財などに損害を受けた方で、雑損控除の適用を受けようとする方又は住宅や家財の損害の割合が50%以上であり平成23年分の所得金

附

東日本大震災特別法による税金救済措置のポイント

額が1,000万円以下になると見込まれる方は、申請に基づき、平成23年中に支払を受ける給与等・公的年金等・報酬料金について、源泉所得税の徴収猶予や既に徴収された源泉所得税の還付を受けることができます。

ただし、大震災による損害につき、平成22年分の雑損控除の適用を受けた方で繰り越される雑損失がない方又は平成22年分の災害減免法による所得税の軽減免除の適用を受けた方は、源泉所得税の徴収猶予や還付は受けられません。

(注) 源泉所得税の徴収猶予や還付を受けた方は、年末調整の対象とならないため、確定申告で雑損控除や災害減免法による所得税の軽減免除の適用を受けることにより精算しなければなりません。

## 《参考》源泉所得税の徴収猶予や還付

大震災で被害を受けたサラリーマンや公的年金受給者の場合など、以下のとおり源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

### 災害減免法適用の場合の源泉所得税の徴収猶予と還付

|                        | 合計所得金額              | 徴収猶予される期間                                                                             | 還付される金額                       |
|------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 給与等<br>及び<br>公的年金<br>等 | 500万円以下             | 平成23年 3 月11日から平成23年12月31日までの期間                                                        | 平成22年分又は平成23年分所得税の全額          |
|                        | 500万円超<br>750万円以下   | イ 平成23年 3 月11日から 6 か月間<br>ロ イの方法に代えて、平成23年 3 月11日から平成23年12月31日までの間に源泉徴収される所得税の 2 分の 1 | —<br>平成22年分又は平成23年分所得税の50%相当額 |
|                        | 750万円超<br>1,000万円以下 | 平成23年 3 月11日から 3 か月間                                                                  | —                             |
| 報酬等                    | 500万円以下             | 平成23年 3 月11日から平成23年12月31日までの期間                                                        | —                             |
|                        | 500万円超<br>750万円以下   | 平成23年 3 月11日から 6 か月間                                                                  | —                             |
|                        | 750万円超<br>1,000万円以下 | 平成23年 3 月11日から 3 か月間                                                                  | —                             |

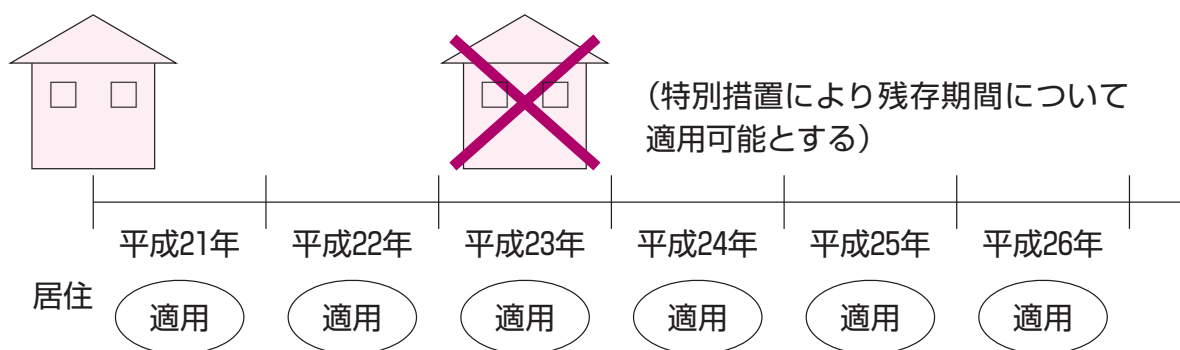
## 大震災により住宅ローン控除の適用対象住宅に居住できない場合には特例がある

### ■ 住宅借入金等特別控除の特例

住宅借入金等特別控除の適用を受けていた個人のその居住の用に供していた家屋が大震災により被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった場合において、その居住の用に供することができなくなった日の属する年の翌年以後の各年において、住宅借入金等の金額を有するときは、残りの適用期間について引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされました（震災特例法13①②、震災特例令15、措法41①③⑤、41の3の2）。

- （注1） 特例の対象となる「住宅借入金等特別控除」には、住宅借入金等特別控除（措法41①）のほか、住宅借入金等特別控除に係る控除額の特例（措法41③）、認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例（措法41⑤）及び特定増改築等住宅借入金等特別控除（措法41の3の2）が含まれます。
- （注2） 「住宅借入金等の金額」には、住宅ローン控除の対象となる住宅借入金等の金額、住宅借入金等特別控除に係る控除額の特例の対象となる特例住宅借入金等の金額、認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例の対象となる長期優良住宅借入金等の金額又は特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等住宅借入金等の金額が含まれます。
- （注3） 転勤の命令その他やむを得ない事由により居住の用に供しなくなった後、その事由が解消し再び居住の用に供したことにより、「再び居住の用に供した場合の再適用の特例」を受けていた個人の居住用家屋について大震災により被害を受けた場合もこの特例の対象です。

### 【住宅借入金等特別控除の適用関係（イメージ）】



※大震災の日に居住していれば平成23年末までは現行制度の適用あります。

### 注意点

住宅取得等特別控除額の計算対象となる借入金又は債務の規定で、使用者又は事業主団体から貸付けを受けた住宅借入金等のうち、その利息の利率が1%未満や無利息の借入金・債務は住宅取得等特別控除の対象とはなっていません。

大震災で被害を受けた従業員が無利息や低利率で貸付けを受けても給与所得課税は行われませんが、住宅取得等特別控除の計算対象となる借入金等には該当しません。

## 5 財産などに損害を受けた方は納税が猶予できる

大震災により財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方については、税務署に「納税の猶予申請書」を提出し、その承認を受けることにより、次の期間について納税の猶予を受けることができます。

### ① 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

| 猶予の対象となる国税              | 猶予期間        |
|-------------------------|-------------|
| 損失を受けた日以後 1 年以内に納付すべき国税 | 納期限から 1 年以内 |

- (注) 1. 災害がやんだ日から 2 か月以内に申請することが必要です。  
2. この猶予を受けても、なお納付することが困難と認められる国税については、下記②の猶予を受けることができます。

### ② 既に納期限の到来している国税

| 猶予の対象となる国税           | 猶予期間        |
|----------------------|-------------|
| 一時に納付することが困難と認められる国税 | 原則として 1 年以内 |

- (注) 上記猶予期間中にやむを得ない理由によって納付することが困難な場合は、さらに 1 年間、猶予期間の延長を受けることができます。

## 6 事業用資産や家財などに損害を受けた場合には予定納税額の減額ができる

所轄税務署から予定納税額を通知された方で、大震災により事業用資産や住宅家財などに損害を受け、平成23年 6 月30日の現況で計算した申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |   |                                   |   |                                |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------------|---|--------------------------------|
| イ 予定納税額の減額申請         | 6 月30日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として 7 月15日までに第 1 期分及び第 2 期分の減額を申請してください(所法111①)。                                                                                                                                                                                                                                                        |   |                                   |   |                                |
| □ 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など | <p>次のいずれにも該当するときは、所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができます(災免法 3 の 2)。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td><td>住宅や家財に受けた損害額がその価額の 2 分の 1 以上であること</td></tr> <tr> <td>②</td><td>その年分の合計所得金額の見積額が1,000万円以下であること</td></tr> </table> <p>なお、上記①及び②に該当しない場合であっても、損害金額がその年の所得金額の10分の 1 を超えるなど雑損控除の適用があると見込まれるときは、その雑損失の金額に対応する源泉所得税が徴収猶予されます。</p> | ① | 住宅や家財に受けた損害額がその価額の 2 分の 1 以上であること | ② | その年分の合計所得金額の見積額が1,000万円以下であること |
| ①                    | 住宅や家財に受けた損害額がその価額の 2 分の 1 以上であること                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |   |                                   |   |                                |
| ②                    | その年分の合計所得金額の見積額が1,000万円以下であること                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |   |                                   |   |                                |

## 7

## 被災事業用資産の震災損失は平成22年分の必要経費に算入できる

平成23年分において、事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等について東日本大震災により生じた損失（以下「事業用資産の震災損失」といいます。）については、その損失額を平成22年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができます。

この場合において、平成21年分から青色申告をしている方は、平成22年分の所得において純損失が生じたときは、事業用資産の震災損失も含めて、平成21年分の所得に繰り戻して所得税の還付請求をすることができます。

## 8

## 事業用資産の震災損失を有する者は5年間純損失の繰越控除ができる

事業用資産の震災損失を有する方の平成23年において生じた純損失の金額のうち、次に掲げるものについては、5年間繰り越すことができます。

|                                           |                     |                                            |
|-------------------------------------------|---------------------|--------------------------------------------|
| ①保有する事業用資産等に占める事業用資産の震災損失額の割合が10分の1以上である方 | イ 青色申告の場合           | 平成23年分の純損失の金額                              |
|                                           | ロ 白色申告の場合           | 平成23年分の被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額による純損失の金額 |
| ②上記①以外の方                                  | 事業用資産の震災損失による純損失の金額 |                                            |

## 9

## 被災代替資産等を取得等した場合には特別償却ができる

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合には、その被災代替資産等について、特別償却をすることができることとされました（震災特例法11、18、26）。



## ■ 被災代替資産等

この制度の適用対象となる被災代替資産等とは、次の被災代替資産及び被災区域内供用資産をいいます（震災特例法11①、18①、26①）。

| 区 分  |                                         | 被災代替資産                         | 被災区域内供用資産                       |
|------|-----------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 要件   | 被災の有無                                   | 取得前に所有していた資産が被災したことが前提です。      | 取得前に所有していた資産が被災したことは要件となっていません。 |
|      | 取得後の事業供用の場所                             | 被災区域の内外を問いません。                 | 被災区域内において事業の用に供することが必要です。       |
|      | 用途                                      | 損壊の直前の用途と同一用途に供することが必要です。      |                                 |
| 対象資産 | 建物（附属設備を含みます。）・構築物                      | 自社使用でも貸付用でも適用対象となります。          |                                 |
|      | 機械及び装置                                  | 自社使用の場合にのみ適用され、貸付用の資産は適用されません。 |                                 |
|      | 船舶・航空機・車両及び運搬具                          | 自社使用の場合にのみ適用され、貸付用の資産は適用されません。 |                                 |
|      | いずれも建設又は制作の後、事業の用に供されたことのないもの（新品）に限ります。 |                                |                                 |

## ■ 特別償却限度額の計算

この制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（震災特例法11①、18①、26①）。

＜算式＞

$$\text{特別償却限度額} = \text{被災代替資産等の取得価額} \times \text{特別償却割合}$$

上記の特別償却割合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の割合となります。

| 減価償却資産の種類               | 取得等の時期            | 特別償却割合 |               |
|-------------------------|-------------------|--------|---------------|
|                         |                   | 中小企業者等 | その他の法人（個人事業者） |
| 建物又は構築物<br>（増築部分を含みます。） | 平23.3.11～平26.3.31 | 18%    | 15%           |
|                         | 平26.4.1～平28.3.31  | 12%    | 10%           |
| 機械及び装置、船舶、航空機又は車両及び運搬具  | 平23.3.11～平26.3.31 | 36%    | 30%           |
|                         | 平26.4.1～平28.3.31  | 24%    | 20%           |

## ■ 適用時期

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供する被災代替資産等について適用されます（震災特例法18①、26①）。

## 10 特定資産の買換え等をした場合には課税の特例が受けられる

### 【1】 特定の資産の買換えの場合の課税の特例（法人・個人共通）

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの期間（対象期間）内に、次の買換えを行った場合には、その買換えに係る対象期間内に資産の譲渡をして、その譲渡の日を含む事業年度において取得をし、かつ、その取得の日から1年以内にその事業の用に供する資産について、その譲渡をした資産に係る譲渡利益金額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳（課税繰延割合100%）ができることとされました（震災特例法12、19、27）。

## ■ 適用時期

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に譲渡資産を譲渡し、23年3月11日以後に取得（建設及び製作を含みます。）をする買換資産について適用されます（震災特例法19①、27①、震災特例法附則6、8）。

### 【2】 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの期間内に、上記【1】の「譲渡資産」の譲渡をした場合において、その譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に、その譲渡資産に対応する買換資産の取得をする見込みであり、かつ、その取得の日から1年以内にその買換資産を事業の用に供する見込みであるときは、以下の算式により計算した金額をその譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法（その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として組み立てる方法を含みます。）により経理した場合に限り、その経理した金額を損金の額に算入することができることとされました（震災特例法20、28）。

#### <算式>

$$\text{特別勘定の金額} = \text{譲渡対価のうち買換資産の取得に充てようとする額} \times \text{差益割合}$$

## ■ 適用時期

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に譲渡資産を譲渡した場合に適用されます（震災特例法20①、28①）。

### 【3】 特定の資産を交換した場合の課税の特例（法人・個人共通）

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、上記【1】の「譲渡資産」と「買換資産」との交換をした場合には、一定の要件の下で、特定の資産の買換えの場合の課税の特例又は特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例の制度が適用されます（震災特例法12、21、29）。

## ■ 適用時期

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に交換を行った場合に適用されます（震災特例法21、29）。

### 【4】 代替資産の取得期間等の延長の特例

収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（措法64の2、68の71）及び特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（措法65の8、68の79）について、東日本大震災のため、代替資産又は買換資産をその取得すべき期間（その末日が平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間にあるものに限ります。）内に取得することが困難となった場合には、一定の要件の下に、その期間を2年以内の範囲で延長することができることとされました（震災特例法22、30）。

## 11

### 修繕費用等の見積額を「災害損失特別勘定」として経理すれば損金算入ができる

——災害のあった日から1年以内に支出する修繕費用等を損金算入できる——

今回の未曾有の大震災による被害は甚大であり、被害を受けた資産に係る修繕費用等の発生は確実であるものの、修繕完了の時期が不明であることなどから、決算期によっては、損失の発生した被災事業年度と実際に修繕費用等を支出した事業年度とが乖離することになります。

そこで、税法上も、災害により被害を受けた棚卸資産及び固定資産の修繕等のために要する費用で、災害のあった日から1年以内に支出すると見込まれる

ものとして適正に見積もることができるものについては、災害損失特別勘定に繰り入れて、被災事業年度の損金の額に算入することができる特例が設けられました。これは個別通達（「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取り扱いについて（平成23年4月18日・課法2-3他）」によるものです。ちなみに、同様な通達による特例は阪神・淡路大震災の折にもありました。

法人が、被災事業年度において、被災資産の修繕等のために要する費用の見積額として次の(1)又は(2)に掲げる金額のうちいずれが多い金額が災害損失特別勘定の対象となります。ただし、被災資産のうち災害損失特別勘定の繰入対象とするものに係る保険金、損害賠償金、補助金等（以下「保険金等」といいます。）により補填される金額がある場合には、その保険金等の金額の合計額を控除した残額となります（費用通達2）。

災害損失特別勘定は、原則として損金経理が要件となっています。

|     |                                                            |
|-----|------------------------------------------------------------|
| (1) | 被災資産の帳簿価額 - 被災資産の被災事業年度等終了の日における価額（時価）                     |
| (2) | 修繕費用等（下記のイ～ニに掲げる費用）の見積額（被災事業年度等終了の日の翌日以後に支出すると見込まれる金額に限る。） |

※被災資産はその被害に基づき評価損を計上したものを除きます。

|   | 修繕費用等                                                                  |
|---|------------------------------------------------------------------------|
| イ | 被災資産の取壊し又は除去のために要する費用                                                  |
| ロ | 被災資産の原状回復のために要する費用（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止のために支出する費用を含む） |
| ハ | 土砂、その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用                                        |
| ニ | 被災資産の損壊又は価値の減少を防止するために要する費用                                            |

また、災害のあった日の属する事業年度又は連結事業年度（以下「被災事業年度等」といいます。）につき仮決算による中間申告書又は連結中間申告書（以下「中間申告書等」といいます。）を提出する場合において、その中間申告書等が災害のあった日を含む期間（以下「被災中間期間等」といいます。）に係るものであるときには、その中間申告書等においても災害損失特別勘定の繰入れができます（費用通達2）。原則として、損金経理が要件です。

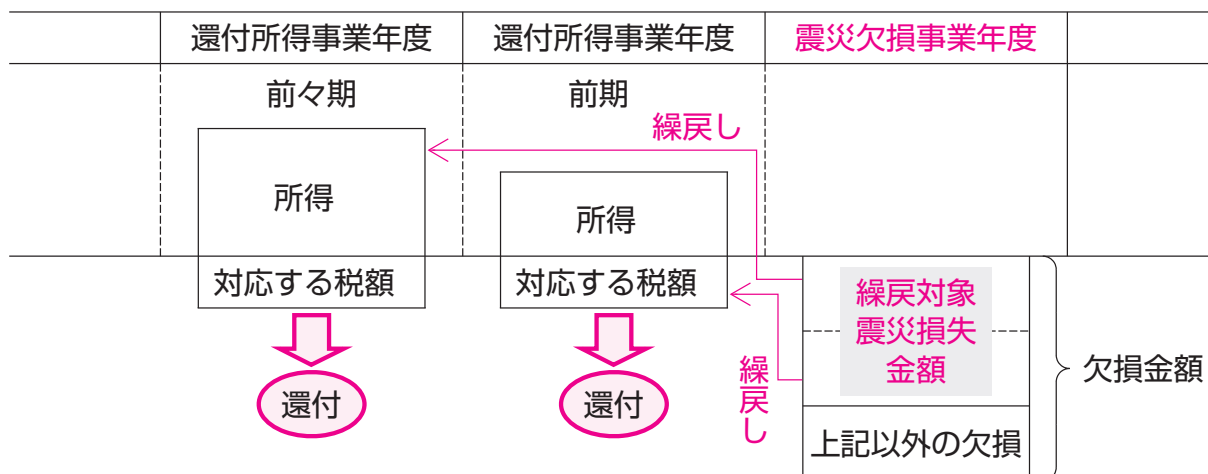
ところで、同様な通達が、所得税においても平成23年6月6日に課個2-14他（「東日本大震災に関する諸費用の所得税の取り扱いについて」）として発遣されました。

個人が、被災事業資産の修繕等のために要する費用の見積額として、災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる上記の法人のイからニに掲げる費用（以下「修繕費用等」という。）の見積額（平成24年1月1日以後に支出すると見込まれるものに限る。）の合計額（保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの（以下「保険金等」という。）により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額）以下の金額を平成23年において災害損失特別勘定に繰り入れたときは、その繰り入れた金額については、その者の平成23年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

この場合、平成23年分の確定申告書に「災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書」を添付します。

## 12 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付ができる

平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する中間期間（震災欠損事業年度）において生じた「繰戻対象震災損失金額」がある場合には、その震災欠損事業年度開始の日前2年以内に開始したいずれかの事業年度（還付所得事業年度）の法人税額のうち「繰戻対象震災損失金額」に対応する部分の金額について、繰戻し還付を請求することができることとされました（震災特例法15、23）。





<算式>

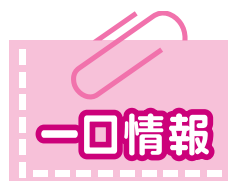
$$\text{法人税の還付額} = \frac{\text{還付所得事業年度の法人税額}}{\text{その還付所得事業年度の所得金額}} \times \frac{\text{その還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額}}{\text{その還付所得事業年度の所得金額}}$$

## ■ 繰戻対象震災損失金額とは

繰戻対象震災損失金額とは、震災欠損事業年度の欠損金額のうち、震災損失金額に達するまでの金額をいいます（震災特例法15①、23①）。

なお、震災損失金額とは、棚卸資産、固定資産又は繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたものについて生じた次の表に掲げる損失の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填されるものを除きます。）の合計額をいいます（震災特例令16①②、21①）。

| 棚卸資産等について震災により生じた損失の額 |                                                                                                                                                                             |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 滅失等による損失              | 東日本大震災によりその資産が滅失し、若しくは損壊したこと又はその震災による価値の減少に伴いその資産の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その資産の取壊し又は除去の費用その他付随費用に係る損失の額を含みます。）                                                                |
| 原状回復の費用               | 東日本大震災により、その資産が損壊し、又はその価値が減少し、その他その資産を事業の用に供することが困難となった場合において、これらの被害があった日から1年以内にその資産の原状回復のために支出する修繕費、土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用（その損壊又は価値の減少を防止するために支出する費用を含みます。）に係る損失の額 |



損壊資産の譲渡損は繰戻対象損失金額に該当しませんが、譲渡損の中に震災に起因する評価損相当額が含まれていれば、繰戻対象損失金額にその評価損の額を含めることができます（特例通達15－3）。

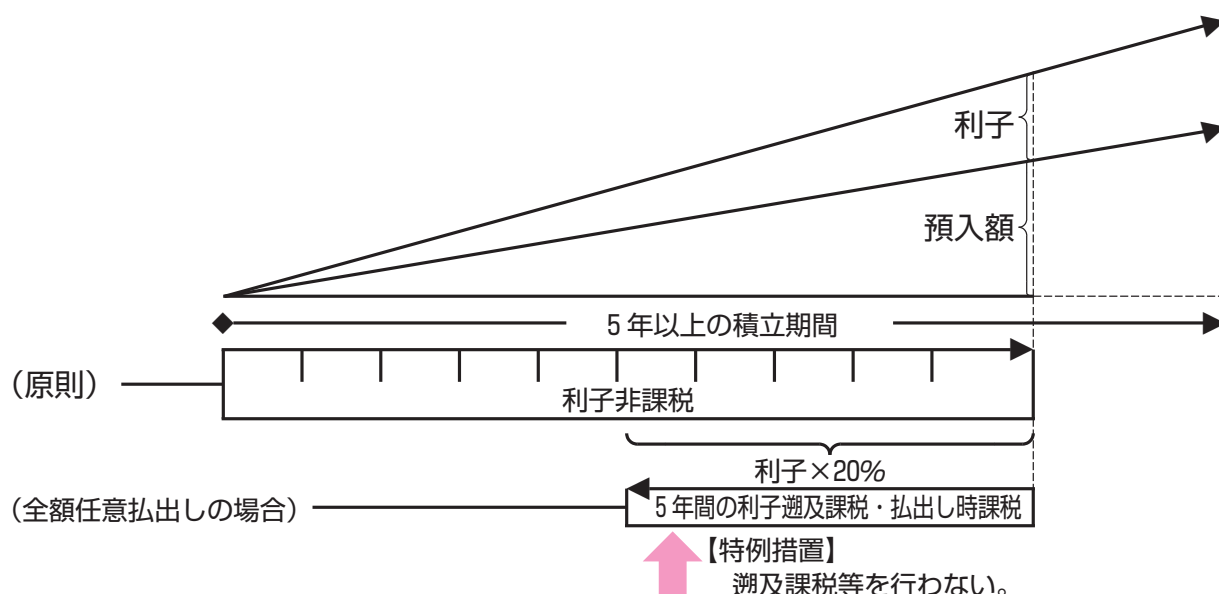
また、繰戻対象損失金額には、災害損失特別勘定に繰り入れた金額は含まれますが、災害見舞金等のように滅失又は損壊した資産に直接関連しない費用は含まれません（特例通達15－4、15－5）。

附

東日本大震災特例法による税金救済措置のポイント

## 13

## 財形住宅（年金）貯蓄の払出しを受けた場合でも遡及課税がされない



### 【1】財産形成住宅(年金)貯蓄の払出しを受けた場合の利子の非課税措置

東日本大震災で被害を受けたことにより、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に財産形成住宅（年金）貯蓄の払出しを受ける場合には、勤労者は東日本大震災で被害を受けたことによる目的外払出しであることにつき、その住所地の所轄税務署長に確認を申請し、当該税務署長が発行した確認した旨の書類を当該財産形成住宅（年金）貯蓄を受入れをしている金融機関の営業所等の長に提出したときには、その利子等について、所得税は課されません（震災特例法10、震災特例規3）。

### 【2】目的外払出しを行った場合の利子等の既源泉徴収税額の還付

平成23年3月11日から平成23年4月26日までの間に東日本大震災で被害を受けたことによる目的外払出しを行い、既に利子等に係る所得税を源泉徴収されている場合には、勤労者は、平成24年3月10日までに、住所地の所轄税務署長に還付の請求をすることにより、徴収された所得税の還付を受けることができます（震災特例規3、震災特例令附則5）。

#### ■ 適用時期

この制度は、平成23年4月27日から適用されます。

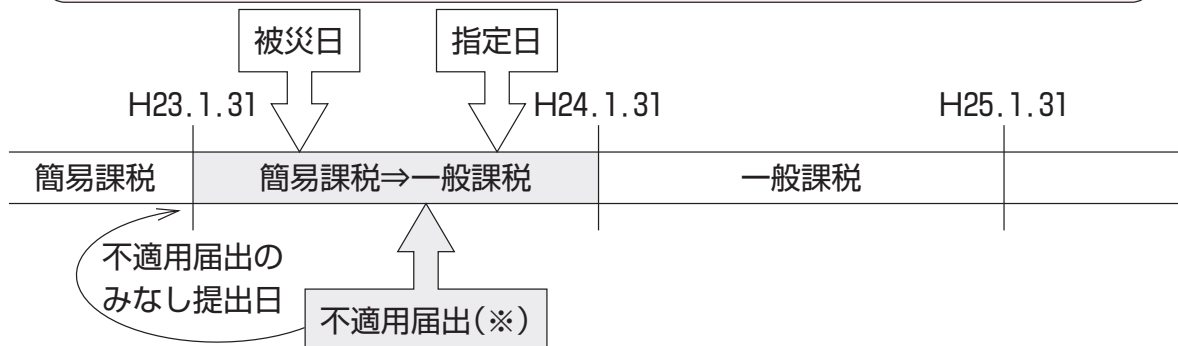
## 被災事業者には課税事業者や簡易課税制度の選択届出書等の提出特例がある

東日本大震災の被災者である事業者が、その被害を受けたことによって、被災日を含む課税期間以後の課税期間について、課税事業者を選択する（又はやめる）場合、又は簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）場合には、指定日までに所轄税務署長に次に掲げる届出書を提出することにより、本来の提出時期（適用を受けようとする課税期間の初日の前日）までに提出されたものとみなして、その適用を受けること（又はやめること）ができます（震災特例法42）。

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ○消費税課税事業者選択届出書  | ○消費税課税事業者選択不適用届出書  |
| ○消費税簡易課税制度選択届出書 | ○消費税簡易課税制度選択不適用届出書 |

### <適用事例> 簡易課税制度の適用をやめて一般課税で申告する場合（震災特例法42⑧）…個人事業者の場合

震災により、資産に相当な損失を受け、緊急な設備投資等を行うため、平成23年分について簡易課税制度の適用をやめ、一般課税により申告を行う場合（指定日が平成23年中の場合）



※平成23年分のみ一般課税で申告を行い、平成24年分について簡易課税制度の適用を受ける場合には、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで（事例では平成23年12月31日まで）に「消費税簡易課税制度選択届出書」を忘れずに提出します。指定日までに提出する「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」と併せて提出してもかまいません。

## 消費税の中間申告書の提出不要特例がある

国税通則法第11条の規定による申告期限の延長に伴い、消費税の中間申告期限と確定申告期限が同一の日となる場合には、その消費税の中間申告書につい

ては提出を要しません（震災特例法43）。

なお、年3回、年11回の中間申告を行う必要のある事業者のその中間申告期限のみ同一の日となり、確定申告期限と同一の日とならない場合には、この特例は適用されません。この場合、申告期限が同一の日となる複数の中間申告については、中間申告対象期限ごとにそれぞれの中間申告書を提出する必要があります。これは仮決算による中間申告書を提出する場合であっても同様です。

## 16

### 平成22年度税制改正の適用を受ける法人には消費税法の特例がある

平成22年4月1日以後に「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった法人が、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産（棚卸資産以外の固定資産で100万円（税抜き）以上のもの）の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた課税期間の消費税の確定申告を一般課税で行う場合には、その課税期間の初日から原則として3年間は、課税事業者の選択をやめること又は簡易課税制度を選択することができない制度（消法9⑦、37②）が平成22年度の税制改正により設けられましたが、東日本大震災に係る消費税法の特例の適用を受ける法人（又は個人事業者）については、その制度の適用はありません（震災特例法42②）。

また、平成22年4月1日以後に設立した新設法人が、基準期間がない各課税期間中に上記と同様に調整対象固定資産の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた課税期間の消費税の確定申告を一般課税で行う場合には、その課税期間の初日から原則として3年間は、その新設法人の納税義務が免除されない制度（消法12の2②）も同改正により設けられましたが、東日本大震災に係る消費税法の特例の適用を受ける法人については、その制度の適用はありません。ただし、国税通則法第11条の規定の適用を受けない新設法人は届出が必要となります（震災特例法42④）。

（注1） 新設法人とは、その事業年度の基準期間がない法人でその事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が1千万円以上の法人をいいます（消法12の2①）。

（注2） 新設法人に係る3年間は簡易課税制度を選択することができない制度（消法37②二）についても、適用されないこととされています（震災特例法42⑤）。

## 17 相続税・贈与税の災害減免措置の適用要件とは

この度の東日本大震災により、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産（以下「相続財産等」といいます。）に被害を受けた方は、次の(1)又は(2)のいずれかの要件に該当するときは、「災害被害者に対する相続税の減免、徴収猶予等に関する法律」（以下「災害減免法」といいます。）により相続税又は贈与税（以下「相続税等」といいます。）が減免されます。

|     |                                                                               |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 相続税等の課税価格の計算の基礎となった財産の価額（相続税については債務控除後の価額）のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。 |
| (2) | 相続税等の課税価格の計算の基礎となった動産等の価額のうちに動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。           |

（注）「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。

## 18 相続税・贈与税の減免措置の内容は

上記の「減免措置の適用要件」を満たす場合には、災害減免法により以下のとおり相続税等が減免されます。

災害減免法による相続税等の減免措置は、「**【1】** 申告期限前に被害を受けた場合」と、「**【2】** 申告期限後に被害を受けた場合」とでその内容が異なります。

なお、この申告期限は、「国税通則法」又は「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」により申告期限が延長された場合には、その延長後の期限となります。

（注） 延長後の申告期限については、別途、国税庁ホームページ等で確認してください。

### **【1】 申告期限前に被害を受けた場合**（課税財産価額が減額される場合）

相続税等の申告期限前に被害を受けた場合には、相続税等の課税価格に算入する価額は、次の算式により計算した金額とすることができます。

附

東日本大震災特別法による税金救済措置のポイント



## 《算式》

$$\text{相続財産又は受贈財産の価額（注）} - \text{被害を受けた部分の価額} = \text{相続税又は贈与税の課税価格に算入する価額}$$

（注）「相続財産又は受贈財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」（相続税の評価価額）となります。なお、小規模宅地等の特例などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

## 【2】 申告期限後に被害を受けた場合（税額が免除される場合）

相続税等の申告期限後に被害を受けた場合には、被害のあった日以後に納付すべき相続税等のうち、次の算式により計算した税額が免除されます。

## 《算式》

$$\text{被害のあった日以後に納付すべき相続税額又は贈与税額（注1）} \times \frac{\text{被害を受けた部分の価額}}{\text{課税価格の計算の基礎となった財産の価額（注2）（相続税の場合は、債務控除後の価額）}} = \text{免除される相続税額又は贈与税額}$$

（注1）「被害のあった日以後に納付すべき相続税額又は贈与税額」とは、延納中の税額や延納又は物納の許可前の徴収猶予中の税額、農地等についての相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている税額等をいい、例えば、延納中の税額の場合には、被害のあった日以後に分納期限が到来する税額となります。なお、延滞税、利子税及び加算税のほか、既に納付済の税額や滞納となっている税額は含まれません。

（注2）「課税価格の計算の基礎となった財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第1表の「④純資産価額」の金額に相当する金額となります。なお、相続税の申告書第1表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額となります。

## 19 被災自動車の所有者には自動車重量税が還付される

自動車検査証の有効期間内に震災により被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、運輸支局（自動車検査登録事務所）又は軽自動車検査協会事務所（以下「運輸支局又は軽自動車検査協会」といいます。）において自動車の永久抹消登録又は滅失・解体の届出（以下「永久抹消登録等」といいます。）の手続きを行い、自動車重量税の還付申請書を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。

被災自動車とは、例えば以下のような理由により、永久抹消登録等の手続きを

行った自動車をいいます。

- 海水に浸り使用できなくなった
- 車庫の倒壊などにより車体が破損してしまい使用できなくなった
- 自動車が津波で流されてしまい行方が分からなくなった

## ■ 還付を受けられる金額

納付した自動車重量税額のうち、車検残存期間（平成23年3月11日から自動車検査証の有効期間満了日までの月数）に応じ、以下により計算した金額が還付されます。

$$\text{還付金額} = \text{納付した自動車重量税額} \div \text{車検証の有効期間} \times \text{車検残存期間}$$

※ 車検残存期間が1か月以上あるもの（有効期間満了日が平成23年4月10日以降のもの）が還付対象です。

車検残存期間の計算において、1か月未満の日数は切捨てとなります（例：1か月と15日⇒1か月）。

## 20 被災自動車を買換えた場合には自動車重量税が免税される

被災自動車の使用者であった方が、平成23年3月11日から平成26年4月30日までの間に、買換車両（中古自動車を含みます。）を取得して自動車検査証の交付等を受ける場合には、自動車重量税に係る免税届出書を提出することにより、最初に受ける自動車検査証の交付等に係る自動車重量税が免除されます。

なお、この免税措置は被災自動車の使用者であった方に係る被災自動車の数が適用限度となります。

## ■ 既に自動車重量税を納付してしまった場合には

この免税措置の適用を受けることができる買換車両について、既に自動車重量税を納付してしまった場合には、その納付された自動車重量税の還付を受けることができます。

## 21 特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」は課税されない

地方公共団体又は政府系金融機関等が、東日本大震災により被害を受けた方に対して、他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付

附

東日本大震災特別法による税金救済措置のポイント

け（以下「災害特別貸付け」といいます。）に係る消費貸借に関する契約書について、印紙税を非課税とする措置が設けられました。

### ■ 非課税措置の対象となる消費貸借に関する契約書の範囲

非課税措置の対象となる消費貸借契約書は、東日本大震災により被害を受けた方を対象として、個人の住宅資金、企業の設備資金や運転資金などに充てるために、地方公共団体又は政府系金融機関等が行う災害特別貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」（金銭借用証書など）で、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に作成されるものです。

（注）銀行等で災害特別貸付けを取り扱っている場合もありますので、銀行等の窓口で確認してください。

## 22 被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等は課税されない

東日本大震災により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災をされた方（被災者）が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられました。

### ■ 非課税措置の対象となる不動産の譲渡に関する契約書等の範囲

非課税措置の対象となる契約書は、東日本大震災の被災者が、滅失等した建物の代替建物を取得する場合等において作成する「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設工事の請負に関する契約書」で、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に作成されるものです（一定の要件を満たす必要があります）。

## 23 個人が義援金等を支出した場合

個人の方が義援金等を支出した場合には、その義援金等が国又は地方公共団体に対する寄附金や財務大臣が指定するものなど一定のものであるときは、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。（所法78①②）

特定寄附金



寄附金控除の対象

特定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額が、所得の金額から控除されます。

$$\left( \begin{array}{l} \text{震災関連寄附金以外の} \\ \text{特定寄附金の額の合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{震災関連寄附金} \\ \text{の額の合計額} \end{array} \right) - 2 \text{ 千円} = \text{寄附金控除額}$$

(注) 震災関連寄附金以外の特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。  
震災関連寄附金以外の特定寄附金の額の合計額及び震災関連寄附金の額の合計額は、所得金額の80%相当額が限度です。

「震災関連寄附金」とは、次に掲げる義援金等をいいます。

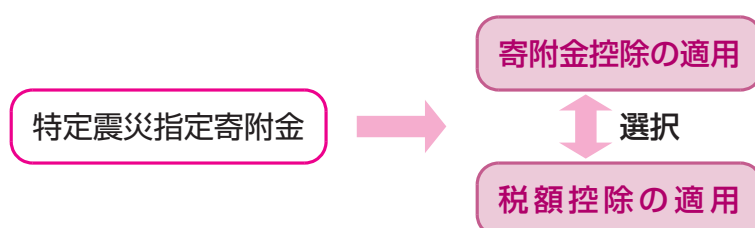
- ① 平成23年3月11日から平成25年12月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に国に対して直接寄附した義援金等
- ② 指定期間内に著しい被害が発生した地方公共団体（＊）に対して直接寄附した義援金等
- ③ 日本赤十字社の「東日本大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は著しい被害の発生した地方公共団体（＊）に拠出されるもの
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「東日本大震災義援金」として直接寄附した義援金等
- ⑤ 社会福祉法人中央共同募金会の「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金」として直接寄附した義援金等（平23. 3. 15財務省告示第84号）
- ⑥ 認定 NPO 法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、国税局長の確認を受けたものに限ります。）（平23. 3. 15財務省告示第84号、平23. 4. 27財務省告示第143号により追加）
- ⑦ 公益社団法人又は公益財団法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、当該公益社団法人又は公益財団法人に係る行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）の確認を受けたものに限ります。）（平23. 3. 15財務省告示第84号、平23. 5. 20財務省告示第174号により追加。）
- ⑧ 公共法人・公益法人等・特例民法法人・認定 NPO 法人（以下「公共・公益法人等」といいます。）に対し、東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等（収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限ります。）の原状回復に要する費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、当該公共・公益法人等に係る主務官庁の確認を受けたものに限ります。）（平23. 3. 15財務省告示第84号、平23. 6. 10財務省告示第204号により追加。）

- ⑨ ①から⑧以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は著しい被害が発生した地方公共団体（※）に指定期間内に拠出されることが明らかであるもの

※ 「著しい被害が発生した地方公共団体」とは、被災者生活再建支援法の適用団体とされており、具体的には、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、各県（県内の市町村も含みます。）、長野県栄村、新潟県十日町市、新潟県津南町をいいます。

また、上記⑤及び⑥の義援金等は、「特定震災指定寄附金」として、寄附金控除（所得控除）との選択により、税額控除の適用を受けることもできます。

（震災特例法 8 ②）



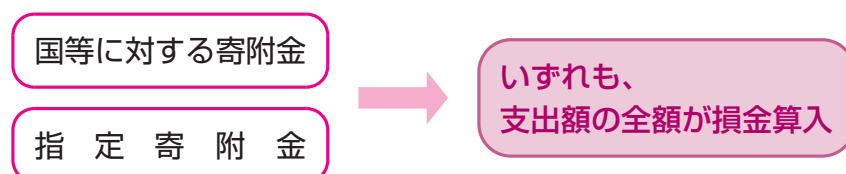
特定震災指定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額を、所得税の額から控除することができます。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{特定震災指定寄附金} \\ \text{の 額 の 合 計 額} \end{array} - 2 \text{ 千円} \right] \times 40\% = \text{税額控除額}$$

（注） 特定震災指定寄附金の額の合計額は所得金額の80%相当額が限度です。税額控除額は、その年分の所得税の額の25%相当額が限度です。

## 24 法人が義援金等を支出した場合

法人が義援金等を支出した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」（国等に対する寄附金）、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入できます。（法37③）



「国等に対する寄附金」には次の①、②、③又は⑧に掲げる義援金等が、「指定寄附金」には次の④、⑤、⑥又は⑦に掲げる義援金等が該当します。



- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「東日本大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「東日本大震災義援金」として直接寄附した義援金等
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金」として直接寄附した義援金等（平23. 3. 15財務省告示第84号）
- ⑤ 認定 NPO 法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、国税局長の確認を受けたものに限ります。）（平23. 3. 15財務省告示第84号、平23. 4. 27財務省告示第143号により追加）
- ⑥ 公益社団法人又は公益財団法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、当該公益社団法人又は公益財団法人に係る行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）の確認を受けたものに限ります。）（平23. 3. 15財務省告示第84号、平23. 5. 20財務省告示第174号により追加。）
- ⑦ 公共法人・公益法人等・特例民法法人・認定 NPO 法人（以下「公共・公益法人等」といいます。）に対し、東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等（収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限ります。）の原状回復に要する費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、当該公共・公益法人等に係る主務官庁の確認を受けたものに限ります。）（平23. 3. 15財務省告示第84号、平23. 6. 10財務省告示第204号により追加。）
- ⑧ ①から⑦以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの

## 25 適用手続き

- ① 所得税：寄附金控除の適用を受ける場合には、確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を支出したことが確認できる書類

（例えば、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、受領証、募金団体が発行する預り証など）を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

特定震災指定寄附金について、税額控除の適用を受ける場合には、確定申告書にこの控除の適用を受ける旨の記載があり、かつ、その金額の計算に関する明細書及び特定震災指定寄附金を受領した法人が、当該寄附金が被災者支援活動の資金に充てられるものである旨等の記載をした受領証を添付する必要があります。

- ② 法人税：確定申告書の別表14(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、義援金等を支出したことが確認できる書類を保存する必要があります。

（注） 日本赤十字社・中央共同募金会の「東日本大震災義援金」口座、国・著しい被害が発生した地方公共団体の専用口座への寄附については、振込票の控（受領証）等をもって寄附したことを証する書類として差し支えありません。

